

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (27. 2 定)			
日 時	平成 2 7 年 6 月 2 9 日 (月)	開 議	午後 2 時 4 0 分
		散 会	午後 6 時 3 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、山田副委員長、秋元・中村（岩雄）・中村（吉宏）・濱本・佐々木・小貫・新谷各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、安齋委員が中村岩雄委員に、鈴木委員が中村吉宏委員に、酒井隆行委員が濱本委員に、林下委員が佐々木委員に、川畑委員が新谷委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、共産党、民主党、新風小樽、自民党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

◎副市長の選任について

初めに、副市長の選任について伺います。

副市長の選任につきましては、市長は就任以来、第 2 回定例会までに何とかしたいというお話をしておりましたが、議案説明日までに決断ができなかったと言っておられました。今定例会の議案説明の折に、副市長の選任についていろいろ伺いますと、何人か候補者はいると。ただ、現状では絞りきれいていないとおっしゃっておりました。候補者については、当たっているというようなお話もされていたのですが、断られた方もいるとおっしゃっておりました。

また、感触はあるが、現時点では絞りきれいていないと、内外どちらにも当たっているとおっしゃっております。ここで聞きたいのは具体的に、何人に打診されたのか、また、何人に断られたのか、何人から感触があったのか、ここで言われる感触があるということは、副市長を受けてもいいですというようなお話があったのか、その辺はいかがでしょうか。

○市長

副市長の選任についてでございますけれども、何人かに打診をさせていただいております。そして、断られそうかどうか、そういう方も事実いました。それは一人でございます。ほかに、具体的な人数は、今、はっきりと申したくないのですが、やはり数人おります。

また、私も、優柔不断なのかもしれませんけれども、迷っている中で、第 1 回臨時会と第 2 回定例会でも提案できなかったということで新聞報道等でも取り上げられたものですから、その後、さらに話が幾つか増えまして、より人数が増えているという状態でございます。

(「あと、感触があるというのは、受けてもいいよというお話があったのですか」と呼ぶ者あり)

保留という状態で、向こうとしてはそういう意味では受けていいという気持ちだと思いますけれども、一応保留というふうな形で相手側からは受けております。

○秋元委員

森井市長以前の副市長の選任というのはどのように行われてきたのか、もしわかる方いらっしゃいましたら、総務部長ですかね。これまでの副市長の選任について手順と伺いますか、どのように行われてきたのか伺いたいと思います。

○総務部長

副市長の選任の手続について、私は、経験がございませんので、承知していません。

(「誰かわかる人いないですかね」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

どなたかわかる方はいらっしゃらないでしょうか。

○委員長

どなたかいらっしゃいますか。

○秋元委員

以前の形というのは、今、市長から数人の方に話をし、それ以降、複数の方も候補に挙がったという話でして、何人の方からはいい感触があったと伺ったのですが、私の感覚としては、一人一人に当たって、例えばAという人に断られてBという人に打診する。Bという人も断られてCという人に打診すると思っていれば、そうではなく、何人かに副市長の話をして、そういう考えもできるという方が何人かいたということによろしいのでしょうか。

○市長

私からも何人かこの方をという思いもあったのですが、それとともにお役目についてからそれぞれさまざまな方々や機関から、副市長にこういう方がいる、そういう対応もできるよというようなアドバイスというか、紹介というか、そういうこともあったものですから複数という状態でございます。

○秋元委員

それで、何人か感触のいい方がいて、その中で市長が自分の政策を進めていく上で見極める段階に来ていると思うのですが、そこで市長が最終的にこの人だと判断される基準といたしますか、当然、公約実現のために一番力をかしてくれる方だと思うのですが、たぶん名前が挙がってきている方はきっとそういう方々が多いと思うのですが、最終的な選考の基準はどうなるのでしょうか。

○市長

秋元委員がおっしゃるように公約の実現に向けてということが第一でございますけれども、当然、小樽市の副市長でございますから、やはり内情にも精通されているとか行政経験があるとか、さまざまないわゆる仕事に、私を支えるということももちろんですが、滞りなく対応していただけるということを見据えながら考えているところでございます。

○秋元委員

最終的に何人かの方の中から選ぶということですが、先ほども言いましたが、私の感覚としては、一人一人に当たって行って、最終的に順番として何人目になるかわからないですけれども、副市長を受けていただける方をお願いするという形が想像するに一般的だと思ったのですが、万が一、例えば受けてもいいという方が複数いて、その中でこの人だと選びますよね、その場合、ほかの方々には、どういう話をされるのですか、お断りするとか、その辺はどうなのでしょう。

○市長

結果的には、お断りするしかないと思っております。

○秋元委員

そうですか。私も一般企業などに勤めておりました、いろいろと会社関係なども見させていただきました。また、議員にもさせていただいて、いろいろと知り得る限り、例えば人事の関係でなど、このような関係を見てきましたが、ある意味、やりたいと言っている方がいるということは非常に喜ばしいことだと思いますけれども、逆に相手の方に期待を持たせてと言ったらおかしいですが、そういう段階で、実は何人かいて、その中から選んで、済みませんけれどもお断りすることは、どうなのかと思うのです。総務部長には、明日までに、これまでどのような形で副市長の人選、選任がされてきたのか、その確認をしていただいて明日お聞かせいただければと思います。私としては一人一人に当たっていくのが順番だと思っていたのですが、その時点で少し違うということでも伺いましたの

で、明日伺いたいと思います。

それで、小樽市には小樽市副市長定数条例という条例がありまして、「副市長の定数は、1人とする」ということでありました。前回、中松市長のときにも、いわゆるパーティー券問題がありまして、副市長の選任が遅れましたけれども、今後、森井市長が第3回定例会までには何とかという話だったのですが、第3回定例会までに間に合わない場合、例えば副市長定数条例にもしかしたら副市長を置かないことも考え方としてはあるのかなというようなことも考えられると思うのですが、副市長定数条例を改定するような考えは今のところありませんか。

○市長

考えはありません。

○秋元委員

では、1人を選任するということがわかりました。

次の質問にいきたいと思います。

(発言する者あり)

総務部長、明日までに調べていただいてよろしいでしょうか。

○総務部長

これについては、事務的な手続ということではなく、人選を、選定するに当たっての流れという意味で解釈してよろしゅうございましょうか。

○秋元委員

もしわかれば正式な手続の流れ、人選から選任に至るまでの。

(「議案を提出するまでの形ということで」と呼ぶ者あり)

そうですね。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

次の質問に移ります。

◎市長の記者会見について

市長の記者会見についてですけれども、私も済みません、ホームページをあまり見ていなくて知らなかったのですが、実は先日、市民の方から、小樽市のホームページを見ていて、その中で市長が就任されて1か月たって、人事の中身など話されているところがありまして、その中で、記者の方からも質問が出ていたのですけれども、職員の中に市長が就任されて人事を進める中で、業務妨害や職務怠慢があったという話をされていたのです。実は市民の中で、たぶん森井市長の熱烈な支持者の方だと思うのですが、そういう事実が本当に市役所の中であるのかというような話があって非常に心配されていたのですけれども、実際、どういう問題があったのか、中身を見ると、その後の詳しい話というのはあまり出ていないのですが、実際、どのようなことがあって、市長が業務妨害や職務怠慢ということを感じられたのか伺います。

○市長

記者会見での発言についてかと思いますがけれども、私も初めて人事異動等に携わることになったものですから、事務処理の中で私と事務方との間に意思疎通不足があったのは事実だと思います。そのことについて私がそういう言葉の使い方をしてしまったということで御理解いただければと思います。

○秋元委員

実際は、業務妨害ですとか職務怠慢というような事実はなかったと、意思の疎通の違いであってそういうことはなかったということですか。もう一度確認させていただきます。

○市長

はい。そのとおりです。私が、初めてこのような形で市長として就任したものですから、そういうことに対して

の戸惑い等もあったのではないかと考えておりますし、また、そういう立場だからそういうふうにしたのではないかと、勝手な疑念を私が感じただけの話でございまして、実際は今話しましたように意思疎通の不足でございます。

○秋元委員

そこで、その方が心配されていたのは、万が一、そういうことがあるのであれば、しっかりと処分したのかという話を受けまして、私は知らなかったものですから、即答できなかったのですが、今、市長は、勘違いだったということでありましたけれども、実はその方は結構深く言われる方でありまして、もし新しい市長だからといってそのようなことがあるのであれば、それは法に抵触するのではないかというような話もありました。

例えば、それが事実であれば、小樽市職員倫理条例の不当要求行為に当たるのだという話もされまして、私も調べますと、確かに人事の公正を害する行為などもこの倫理条例の不当要求行為に当たるのです。今、市長は、実は自分の勘違いだったというお話をされていたのですけれども、倫理条例の中にも第4条の3「職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民の疑惑や不信の招くことのないよう」うんぬんとあるのですが、その市民の方が言うには、もう既に不信を抱いていると、そういうことが本当にあるのかということで非常に危惧されていたのです。実際は、そのようなことはなかったということなのですが、実際に市長が発言されて、業務妨害、職務怠慢と言われたことは、地方公務員法第33条の「その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」という、信用失墜行為を助長することになるのではないかと考えるのです。私が市民の方に言われてホームページを見たときには、まだそのような文言がありまして、実際に業務妨害や職務怠慢が、市長が今、言われたように勘違いということであれば、文言として載っていますので、ぜひ削除されたほうがいいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長

私が実際に発した言葉だと思っておりますので、削除自体は考えておりませんが、今後においては、この公職、お役目についたということをもう一回自覚して、言葉をしっかりと選んで、今後このようなことがないように考えてまいりたいと思っております。

○秋元委員

削除を考えていないということですが、もし勘違いであれば、職員の名誉のためにも、ぜひ削除していただきたいと思うのです。先ほど言ったように、やはり間接的に職員の信用失墜行為につながってしまっているということが非常に心配するところなのですが、ぜひこの「業務妨害」「職務怠慢」、かなり厳しい言葉ですよ、一般の市民の方も、そんなことが本当に行われているのかと非常に心配されておりますので、ぜひここを削除していただきたいと思っております。もし、削除できない理由があるのであれば、ぜひお聞かせください。

○市長

市長記者会見記録ということで、ホームページに上げさせていただいておりますけれども、そのことを受けて、今後においてしっかり私としては気をつけてまいりたいというふうに思っております。

実際に、やはり話した言葉そのものだと思うので、削除すると文章上たぶん成り立たなくなると思いますから、先ほどおっしゃった削除ができるかどうかというのは、私は今わかりませんが、公式なものではないですから変更は可能かもしれませんが、そのような形で私なりに記者会見の中ではありますけれども話させていただいた経緯はございますので、私としては削除は考えてはおりません。

○秋元委員

では、例えば地方公務員法に間接的に抵触してしまうことですか、例えば小樽市職員倫理条例第4条の3にも抵触してしまうおそれがあるのです。それは、逆に市長の勘違いであったということで文言を削除すれば済むことで、例えば削除する部分については、技術的な問題ですから幾らでも可能だと思うのですが、既に小樽市のホーム

ページの中で公開されてしまっていますから、もし勘違いでそういうことがなかったのであれば、私としては1日も早く、ぜひ訂正していただきたいと思うのですが、法にもしかしたら間接的に抵触してしまうという部分、市長はどのように考えますか。

○市長

間接的に法に抵触するというふうには考えておりません。

○秋元委員

その根拠は何でしょうか、小樽市職員倫理条例にもしっかりうたわれています。要するに職員が信用を失うような行為をしてはいけないというふうに書かれているのですが、事実でないとなれば、業務妨害などしていないのであれば、やはりそれを削除しないとおかしな話になってしまうと思うのです。それは、全ての小樽市職員の皆さんのためにもぜひ削除するべきだと思うのですが、市長が削除するというふうに思わない根拠といいますか、逆に言うと抵触しないということを法的にお示しいただければ、私も法律のことは詳しくなく、自治六法の本を持ってきましたので、もしお示しいただければ勉強させていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

地方公務員法第33条、信用失墜行為の禁止につきましては、一般職の職員に義務づけられているものだと思います。

（「それはわかります。それを要するに行政の長の市長が、いいですか。」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

今、説明していただいたことはわかるのですが、要するに法律の趣旨は、一般職の職員が自分の職の信用を失うようなことをしてはいけないということはわかるのですが、それを市長の言葉によって間接的に傷つけることになりませんかということなのです。それはどうでしょうか。

○委員長

実際には信用失墜行為がなかったのにもかかわらず、市長があつたかのごとく発言したことによって一般職の職員に対して不利益になるのではないかと。

○市長

私は、そのような行為をされたのではないかと最初思ったということで、私の気持ちとして事実を話させていただきただけです。しかし、そうではなく意思疎通がなされていなかったということで、その例えとしての話をさせていただいたので、抵触はしないと考えております。

（「あまり根拠がない話なのですね」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

実際、市民の方から話があったということで、疑念は抱かれています。実際には、そういう信用失墜行為はなかったのですが、市長が勘違いをして言われた言葉で間接的に市民の方は、そのような行為が行われたのだと思っている方もいらっしゃるということで、なければなかったと削除していただければ何の問題もないと思うのですが、いかがですか。

○市長

今、御指摘を改めて受けて、発言に対しての重みを感じているところでございますから、それについてこれからしっかり襟を正して取り組んでまいりたいと思っております。

（「ちょっと納得できないですね」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

削除できないという根拠を示していただきたいのです。市長が削除しないというのはわかるのですが、どういう理由で削除しないのか、私はそう思ったけれども勘違いだったということはお認めになっていますので、そうであ

れば職員の信用の失墜にかかわるので削除してはどうですかということなのですが、その理由がよくわからない。市長がそう感じるからと言われても、実際間接的に信用の失墜につながっているわけですから、これはそうではないという根拠を示していただければと思うのですけれども。

○委員長

削除しない理由、根拠を示してほしいということです。

○（総務）広報広聴課長

記者会見記録につきましては、法的に規制されているものではありませんので、削除できない根拠はありませんが、できる限り忠実に再現するというので、話したとおりに掲載するようにはしております。

それで、市長の業務妨害、職務怠慢という発言については、この中の同じ回答の中で市長自身が、市長になってまもなくということで、自分自身行き届かなかったということと市職員の戸惑いによるものだというので、意思疎通の不足ということをある意味釈明して説明されているので、そういうことでこの文言につきましては、そこで御理解していただけるだろうということで残すということだと思います。

○秋元委員

堂々めぐりになっていますけれども、業務妨害、職務怠慢ということが実際、行われていなかったのに書かなければならない、載せておかなければならない理由は逆にどういうものがあるのでしょうか。確かに正確を期して載せるというのは、今、広報広聴課長が言われたようにわかりますけれども、実際それが不利益につながっていくようだったら、載せる理由がないのであれば文言を修正しても構わないのではないかと思いますので、どうでしょう。逆に何かどうしても削れないということのほうが理解できないのですけれども、いかがですか。

○委員長

どうしても削れない理由があるのですかということです。

（「市長が削りたくないと言っているから」と呼ぶ者あり）

○市長

削る理由も削らない理由もありません。今、広報広聴課長からも答弁があったとおり、私が発する言葉において、たとえ公式な記録ではないとはいえ、今後においてもさまざまなことが出てくると思うのです。しかし、その都度その事情によって変更するようなことがあってはならないと思っていますし、やはり私も発した言葉をこれからより責任を考えていかなければならないということを考えれば、この内容について削除するという選択ではなくて、できる限り今後においても皆様と話をさせていただいたり、記者会見でマスコミ関係者と話させていただく中で、より市民の皆様にも正確に伝えられるよう努力していくことを私としては選択したいということでございます。

○秋元委員

逆に削除するというよりは、しっかりと文言の説明をしていただいたほうがいいのではないかと思います。実際、行われていなかったわけですが、誤解されている方もいますので、業務妨害、職務怠慢ということは実際にはなかったということをしっかり書いてもらわないと、誤解されている方が1人でも2人でもいらっしゃるということは、やはり信用失墜行為に間接的にかかわっていると思いますがこの辺はどうお考えですか。

○市長

今後においても、そのような問い合わせ等があれば、それに対してその方々に説明させていただければと思います。

○秋元委員

言葉というのは、私たちも十分に注意しなければならないなと思いますけれども、そうはいっても私も適正ではない言葉も発することもあると思うのですが、それはしっかり認めながら、謝罪するべきところは謝罪していかなければならないですし、謝罪までいかななくても、誤解されるようなことがあっては、本当にたくさんいる市職員の

不名誉な部分につながっていきますから、ぜひ注意していただきたいですし、本会議でも市長は職員の方の恥部などという話もされていたのではないですか、あれも職員の方にそういう人が本当にいるのかと疑念を抱かせる言葉だと思うのです。そういう部分では、市長も先ほど言われていましたけれども、自分の言葉というのは、特に市長は行政のトップですから、ぜひ注意していただきたいと。

それから、先ほどの業務妨害、職務怠慢の部分については、何らかの手段をぜひ考えていただきたいと。このまま見過ごして、そのままにするということはあるとは思わないと思うので、どのようにできるのか、担当課でも考えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

◎参与の任用について

次に、今回新設されました参与の任用についてですが、初めに除雪に関連して、私も参与の方は、職員のと時から存じ上げている方ですので、どういう方かというのはある意味わかっている部分もあるのですが、まず今回の参与の任用についていただいた資料の中にもありましたが、平成 8 年に大雪があったときに手腕を発揮されたということですが、そのような大雪が降ったときの対応マニュアルというのは、どのように整備されている状況なのですか。

○建設部片山副参事

平成 8 年当時の大雪のマニュアルということでございますけれども、約 20 年前ということもありまして、当時の資料については見当たらなかったものであります。

○秋元委員

現在は、そのような対応マニュアルというのは策定されている状況ですか。

○建設部片山副参事

現在も、マニュアルは整備されていないのですが、地域防災計画において役割分担を定めておりますので、大雪のときには、その計画に基づいて作業を進めることになると思っております。

○秋元委員

それで、例えば平成 8 年のときの大雪というのは、かなりひどい状況でありましたけれども、そのような状況の場合、約 20 年前の話だということではわからない部分もあると思うので、現在でも構わないのですが、あのときのような大雪が降った場合には、先ほど地域防災計画の話もされてはいたけれども、どのような手続に基づいて対応されていくのか、流れというのはどのように定められているのですか。

○建設部片山副参事

大雪のときの対応ですけれども、仮に今年大雪が起きたということになりますと、まず除雪の、当時は冬ですので除雪対策本部が立ち上げられると思いますが、その中で大雪に対する土木班ですとか管理班ですとか、そういう役割の中でおのおのが役割を果たしていくと。

さらには、国ですとか北海道等の道路管理者とも連携を図りながら除雪作業、排雪作業を進めていくことになると思います。

また、さらに大雪になると自衛隊に出動を願うと、そういう事態も考えられると思います。

○秋元委員

今回の参与の方の任用理由にあります平成 8 年のときの危機管理などにどのような手腕を発揮されたのか、本来であれば本人に聞くのが一番なのですが、嘱託員ですので出席できないということで、お聞きいただくようお願いいたしますけれども、どのような手腕を発揮されたのか、それについてはいかがでしょうか。

○（総務）秘書課長

平成 8 年当時に発揮した手腕についてでございますが、当時、1 月 7 日から 1 月 8 日の未明にかけて、一晩で 82 センチメートルの降雪がありました。この際、中央バスや J R が完全に麻痺状態に陥り、豪雪災害の指定がされ、

自衛隊も出動しました。この中で24時間体制で作業の指揮をして、3日間でバス路線の確保に成功し、全市の除雪路線の排雪も行ったと聞いております。

○秋元委員

それは事業の経過であって、どのような手腕を発揮されて、そのような結果になったかということなのです。

○建設部片山副参事

大雪のときの手腕ということでございますけれども、我々が各先輩からお聞きしている話としては、当時、大雪だったということもありまして、除雪ができない状態というふうに聞いております。除雪ができないということもありまして、まず排雪を優先に雪堆積場へつながるルートを優先的にあけていったと、排雪していったと、そういう方向性を出したというふうに聞いております。

○秋元委員

そのときは、たしか土木事業所長をされていたということですが、そのような際というのは、たぶんほかにも上司の方などもいらっしゃったかと思うのですが、そのときの判断というのは、土木事業所長という立場で、一人で判断されてそのような手腕を発揮されたのか、それとも周りの上司の方に指示などをあおぎながらそういう対応に当たったのか、その辺というのはいかがでしょうか。

○建設部片山副参事

今の御質問でございますけれども、一人でということではないと思いますが、その方向性、アイデアを出すというのは、経験というものが重要な要素になると思います。最終的には、当時の土木部全体としての意思として活動をしたものというふうに考えております。

(「そういうアイデアは実際に出されたということなのですか」と呼ぶ者あり)

はい、そのように聞いております。

○秋元委員

それで、ほかの上司の方とも連携されて大雪時に対応されたということで、今も言いましたけれども、候補者といたしまして、ほかの上司の方ですとか、当然いらっしゃったと思うのですが、なぜ今回の参与の方が候補に挙がって、ほかに候補者がいらしゃれば、名前はもちろん要らないですけども、どのような方が候補に挙がって、最終的に上司の方等もいらっしゃった中で、その方に決めたのか、その辺はどのような流れでそうなったのでしょうか。

○市長

参与の件でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

他の候補も複数おりました。基本的には市役所職員OBの方々でございます。

(「複数いたのですか」と呼ぶ者あり)

複数いました。

○秋元委員

市長も御存じのとおり小樽市には、顧問の設置規則もありますが、今回、なぜ顧問ではなくて参与にされたのか、その理由を、たしかほかの方も聞いていたと思うのですが、もう一度お聞かせいただけますか。

○(総務)秘書課長

顧問ではなく、なぜ参与にしたのかという質問でございますが、小樽市における顧問は、平成2年の規則制定当初の目的は、顧問弁護士という形でありました。その後、14年4月1日から3年間、小樽商科大学の学長を退官された山田家正氏に顧問を委嘱しておりますが、この顧問は、個別案件についての助言という形であり、勤務条件も常駐であったわけではありません。

これに対し、参与は市長直轄の政策アドバイザーという位置づけであり、嘱託員就業規則に基づき、週29時間の常駐する一般の嘱託員としての任用の手続を進めたという形でございます。

○秋元委員

非常に重要な立場の方だと思うのですが、それであればなぜ参与の設置規則なりをつくらずに手続を進めたのか、本来であればやはり設置規則を策定し、しっかり任用するべきではないのかと思ったのですけれども、その辺はいかがですか。

○（総務）秘書課長

今回の参与の設置につきましては、週29時間の嘱託員という位置づけでございまして、一般の嘱託員として通常の手続を進めたという形でございます。

○市長

今、顧問の話等もありましたけれども、さまざまな皆さんから御質問をいただいた中で話をさせていただいておりますが、私の公約を実現をしていくという枠組みの中で、どうしてもそういう政策的なアドバイザーを、今、除排雪の話が先行して出ていますけれども、それに限らずさまざまなアドバイスをいただきたいという思いの下で職員の皆様にどういう手段、方法があるかということと呼びかけさせていただいております。顧問についての話もありましたが、そのような形は、私が望んでいたものとは制度的に違ったということがありましたものですから、何かいい方法がないかということで、嘱託員の採用という形がとれるということで対応してほしいということで話しました。

そのような中で、もちろん本来であれば、参与というのは名称からいきますと特別職のようなイメージもありますから、そういう方法もあるのではないかという話もありましたが、私は公約が、例えば今の除排雪においては、時間的な制限、いわゆるこの時期を逃すと、私が望んでいる公約の内容に伴う除排雪は今年度間に合わないということなど懸念したということもあって、私としては1日も早く採用したいという思いから嘱託員における採用で対応したいということで、皆様に説明をさせていただいたという経緯でございます。

○秋元委員

その参与の方の人選については、多数候補がいたということだったのですが、それは選挙期間中、若しくは選挙の前からそのような方を登用する考えはあったのか、それとも当選して就任後、改めて参与という形で任用するという考えに至ったのか、これはどちらでしょうか。

○市長

就任後でございます。

○秋元委員

就任後ということだったのですけれども、就任後であれば、逆に市長が公約に掲げられた除排雪の計画をどのように進められていく考えだったのか、既に除雪予算とかも組まなければならない時期ですよ。そういうことを考えれば、本来であれば例えば当選したときのことというのは、選挙期間中、若しくはその前から自分が当選した暁には、そういう人を任用して計画を進めていくという考えがなかったのか、それとも当選して初めて参与を任用して、改めてそこから計画をつくるという考えだったのか、そうであれば計画をつくるのがずれ込むと思いますが、その辺はいかがですか。

○市長

済みません、今の質問の答弁になるかわからないですけれども、ずれ込まないようにと思って対応したいとは思っていたのですが、当然、現状を踏まえないといけないということが、大前提でございましたので、市役所に入ってから、職員等から現状のヒアリングを、また、私の公約を実現するとしたならば、どのような方法、どの程度の予算がかかるのか等を受けてからでございましたので、その現状を把握するのに就任後、少し時間が必要だった

ということでございます。

○秋元委員

就任後、そのような形で考えたということですが、そうであれば、これは当然、かなり計画というのはずれ込むと、市長が言われていた公約で掲げられていたということは、予算もそうですけれども、計画的にもこれは非常に難しいものだと感じるのです。ということを見ると、本来、就任前にいろいろとその辺の施策を練っておかなければ、就任してから今回の手続を見ると、慌てて参与を任用する、そういう形になって、手続も後手後手になってしまったのではないかと感じるのですが、非常にそのことについては、ほかの会派の方もうちの会派からも質問させていただきましたけれども、やはり手続が、何かおもしろおかしく市長のやることを反対するというのではなく、それだけ重要なことであれば、やはり議会でしっかり議論して進めるべきではなかったのかなと、それで市長の考えがわかれば、それはぜひ応援させていただきたいですが、やはり疑義といいますか、わからない部分もたくさんあるので質問させていただきましたけれども、しっかり進めていただきたいというふうに思うのですが、明日またこの続きをやらせていただきます。

○市長

参与の件に限らずですけれども、これから私もしっかり皆様に信頼をされるように相談をさせていただきながら又は投げかけさせていただきながら取り組んでまいりたいと思いますし、また今後においても何か手続に限らず、私を含めて何かもう少し対応をこのように変えていただければという話があれば、御指摘いただければ一つ一つ改善できるように努力をしてまいりたいと思っております。

(「さっき言わせていただいて提案したんですよ。変えていただきたいことを提案させてもらったんですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

公明党の質疑を終結し、共産党に移します。

○新谷委員

◎住宅エコリフォーム助成事業について

最初に、住宅エコリフォーム助成事業について伺います。

御承知のように、昨年の第 4 回定例会で、小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案が全会一致で可決されました。私は、今年の第 1 回定例会の建設常任委員会で、市内の建設業者への支援、活性化のためにも今年度、早くスタートさせてほしいと要望、質問いたしました。

前建設部長は、選挙後の新しい体制の中で判断されると思う。ただ、経済的効果が大きいのは承知しているので、その考えの下に作業は進めていきたいと答弁されておりました。

条例案可決後、相当時間がたっておりますが、規則はあらかたできているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

建設部の案としては作成しております。

○新谷委員

できているということですね。

それで、川畑議員が代表質問で伺いましたけれども、その答弁では関係機関との調整など、制度設計に時間を要するということでしたが、これはどういうことでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

この制度を恒久的な施策とするため、今、北海道と来年度の交付金の導入に向けて協議しております。それで、一定の時間がかかるということと考えております。

○新谷委員

この国の交付金というのは、そのとおりだと思います。それで、住宅リフォーム助成制度は申請審査などを民間に委託しておりましたが、住宅エコリフォーム助成事業ではどのように考えているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今回の住宅エコリフォーム助成事業に関しては、市で受付、審査、検査業務を行いたいと考えております。

○新谷委員

民間に委託しないで、市職員の方で頑張るといことですね。

ところで、住宅リフォーム助成制度での3年間の省エネ改修工事は51件でしたが、年度別の件数、それから申請時の基準工事費の合計額をそれぞれお示してください。

○（建設）建築住宅課長

3年間での省エネ改修工事ですけれども、平成24年度は、省エネ改修工事に該当すると思われる交付件数が16件、その中で計算して基準工事総額は1,736万円、25年度は、交付件数が23件で、基準工事費総額が2,310万4,300円、26年度は交付件数12件、基準工事費総額は1,180万円となっております。

○新谷委員

その中で、秋から冬にかけての省エネ改修工事はどれぐらいあったのか、3年間、それぞれお示してください。

○（建設）建築住宅課長

秋からということですが、10月以降に着手した件数を調べてまいりました。平成24年度は3件、25年度は5件、26年度は全くありませんでした。

○新谷委員

それで、現在、国では省エネ住宅ポイント制度を実施しておりますけれども、この期間はいつまでですか。

○（建設）建築住宅課長

今のところ国の制度としては、来年の3月31日までと聞いております。

○新谷委員

あまり期間は長くないということですが、エコリフォームする方はエコポイントを獲得できますし、業者の方に聞きますと、住宅リフォーム助成制度は非常に助かったと。ですから、住宅エコリフォーム助成事業も早く始めてほしいという要望があります。秋から冬にかけて、特に建築業界は仕事がなくなる時です。このときにこういう制度を早くスタートすれば、建設業者の仕事確保と市内の経済の活性化にも幾らかでも役に立つのではないかと思います。業者の意見を聞いておりますか、小樽市の見解をお聞きしたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

確かに今、委員のおっしゃることもっともとは思いますが、過去3年の10月からの着工件数から見ても、秋以降に住宅エコリフォームといいますか、外壁の断熱等をやる工事が件数的にあまり見込めないのではないかと、我々としては来年度から始めたいと考えております。

○新谷委員

予算がまだ提案されていないからそのようになるのだと思いますけれども、市の制度を使わないでリフォームした人もおります。自分の家もそうだったので、冬期間に内窓の省エネ工事を行いました。業者にも仕事がないとき助かりますと感謝されました。これまでは住宅リフォーム助成制度は、一般財源で実施しておりました。来年度は、社会資本整備総合交付金を活用しても、建設常任委員会でまた議論されると思いますけれども、その後で、住宅エコリフォーム助成事業について本会議最終日で一般会計補正予算を提出すべきだと思うのです。それほど多くない一般財源で今年度は実施できると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほども言いましたけれども、国の交付金の絡みもあり、北海道と今、協議中でありまして、その中で規則を含めた制度設計の協議を行っておりまして、その協議中に内容の変更など、そういう可能性もあるので、今は、その調整を行っております。

また、今年度途中から実施という場合、既に住宅リフォームと思われる改修なりリフォームなりしている方もいるかもしれませんので、そういう方にとってみては、年度途中からやると不公平感みたいなものが生まれるおそれがあるので、年度途中からではなく来年度からスタートしたいと考えております。

○新谷委員

だからこそ第 1 回定例会で予算措置するように私たちは予算修正案を出しました。これは、否決されましたけれども、全会派で一致して可決したことを重視するならば、ぜひ最終日に予算をつけていただくよう要望いたします。

それで、先ほど道と協議中だということで、規則で変わるところがあるかもしれないということですが、それでは建設常任委員会にきちんとしたものを示せないということですか。

○建設部松木次長

今、北海道と、基準ですとか体制ですとか、いろいろなことを規則に基づいて調整をさせていただきます。そして、そういったものが固まれば、当然、建設常任委員会の新しい委員の皆様にも報告させていただきますし、また、検討もさせていただくということでございます。

（「ずいぶん、長い調整が必要なんですね」と呼ぶ者あり）

○新谷委員

最初に聞いたときには、規則はもうできているという答弁でした。矛盾しているのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○建設部松木次長

今年 4 月に小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例が施行されておりまして、その前に改選前の建設常任委員の皆様が 6 回ほど勉強会をされて、そして私ども建設部といろいろ協議をして、建設部としての規則の案はできてございます。それを基に北海道に中身をチェック、北海道の今回の交付金を取るに当たっての基準と適合するかどうか、その辺をいろいろと見ていただいている段階でございます。それが一定程度できました段階で、当然、建設常任委員会の皆様には報告をさせていただきます。

その前に、今回新たな委員になりました方々に、概要等そういったものを説明させていただくことを考えてございます。

○新谷委員

12月に可決してから、もう半年、ずいぶんかかっていると思います。少々時間がかかりすぎではないかということをお願いいたしますけれども、公平性という問題おっしゃいましたが、やはり今、言ったように建設業界の仕事確保、それからエコポイントもあるうちにやりたいということで、全会派一致して可決したことを重視するならば、ぜひ最終本会議で。今年度は一般財源で、わずかな予算でできると思うのです。

それで、市長に要望いたしますが、来年度は国の交付金を使っても、本会議最終日のときに一般財源で、今年度、残り冬にかけて仕事がない、その仕事確保のためにも予算をつけるということで、ぜひお願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。

○市長

私といたしましても、本議会で答弁させていただいたように、やはり恒久的な施策にしたいと思っております。

今、担当部署から答弁があったように北海道との調整等行っておりますので、それを見極めながら考えてまいり

たいと思っております。

ただ、原課としては、冬の施工はかなり少ないだろうというふうに見込んではいたところでございますけれども、新谷委員の御指摘のとおり、もしかして冬でもしっかりと施工ができますという業者がたくさんいらっしゃるということで事業者の方々からヒアリングができるのであれば、その状況を踏まえて、今定例会における最終日というのは、現段階では何とも言えませんが、今期中に何かしらの対応ができるかどうか、もう少し状況を踏まえてまいりたいと思います。

○新谷委員

わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

◎介護保険について

次に、介護保険についてお聞きします。

資料を出していただきました。介護保険制度の改悪だと思いますが、今年 8 月から介護保険 3 施設で負担限度額が変わります。それで、厚生労働省の資料、Q & A を見ますと、今度は低所得の方、第 1 段階ですね、その方でも配偶者の所得を勘案すると書いてあるのですけれども、この利用者負担段階と負担限度額の説明を見れば、第 1、第 2、第 3 段階とも対象者は世帯全員が市民税を課税されていない方と書いてあるのに、この Q & A では「配偶者の所得を勘案する」と書いており、これは矛盾に思うのですが、この説明をお願いします。

○（医療保険）介護保険課長

ただいま質問のありました介護施設入所の際の利用者負担限度額の減額制度についてでございますけれども、確かに第 1 段階から第 3 段階までの段階を判定する要素といたしましては、世帯全員が市民税非課税というのが要件になっております。それで、今回、平成 27 年 8 月からの制度改正に伴う改正の中身といたしましては、資産に関する要件を追加することになりました。ここで言うております配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかといったことも軽減措置の基準に含まれてくることになるわけですが、配偶者につきましては、今までは世帯員ということで同一の住所にある世帯を見ることになっておりますが、今後につきましては、例えば夫婦であっても片方の例えば夫が施設に入所されていて住所を変えていた場合は別の世帯になりますので、今後は配偶者に限っては、そうした住所が違って、世帯が違っていても、預貯金の状況を判断する要素に加えるということでございます。

○新谷委員

全国的に、また、小樽市においても配偶者と世帯分離している方は多いのですか。

○（医療保険）介護保険課長

世帯分離されている方がどのぐらいいるかということは、申しわけございませんが、把握はしてございません。

（「多いんですか」と呼ぶ者あり）

○新谷委員

なぜ、こんなことが出てきたのかということ、私は低所得者いじめ以外の何物でもないと思っているのですけれども、施設入所の方で配偶者と世帯分離してる方はどのぐらいではなく、多いのですかと聞いたのです。

○（医療保険）介護保険課長

どのぐらいの方が世帯分離しているかということは把握しておりませんが、施設に入所されているということであれば、単身でなく夫婦なり家族のいる世帯であれば、住所を移されて世帯分離している方もいらっしゃるというふうには把握しております。

○新谷委員

それは、やはり収入が低いからやむを得ずというか、やっている場合がこれまではあったと思います。

お聞きしますけれども、今度は世帯分離していても、配偶者が課税されていれば、文句なくこの基準の額になるということですよ。その配偶者の年金ですけれども、市・道民税が均等割、課税される場合、一番低い年金額と

いうのは幾らですか。

○（医療保険）介護保険課長

担当の部署に話を聞いたところでは、153万1円と聞いております。

○新谷委員

第1段階の多床室利用者の場合ですけれども、第1段階は、老齢福祉年金が年額39万9,700円です。多床室の場合、この負担限度額9,000円ですが、配偶者が課税されていたら基準額の5万2,500円になるということですが、これは、かなり多い金額になります。年額にすると63万円の負担ということで、老齢福祉年金をはるかに超えてしまう金額になってしまうわけです。

ここで聞きましてけれども、68歳と75歳の例ですが、生活保護の年間の扶助額は住宅扶助や冬季加算、それから期末一時扶助ですね、これらを合わせるとそれぞれ幾らになりますか。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護を受けている方で収入が全くないという一つのモデルケースとして答弁いたしますけれども、68歳の単身世帯の場合、生活扶助費、住宅扶助費、冬季加算及び期末一時扶助を含めた平成27年4月から28年3月までの1年間の扶助費の合計ですと131万200円となります。

また同様に、75歳で単身世帯の場合ですと125万4,400円となります。

○新谷委員

それと、市民税課税の68歳と75歳の方の介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、それぞれ幾らになりますか。

○（医療保険）介護保険課長

市民税が課税されている方の介護保険料ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

一番低い所得の方で、課税されている一番低い保険料になりますと第6段階ということで、年間でいきますと8万3,520円になります。

○（医療保険）国保年金課長

ただいまの68歳単身で年金が153万1円ということで国民健康保険料を試算いたしますと、年額で1万5,260円となります。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今のお話で、市民税がかかります153万1円以上の年金収入の方の後期高齢医療保険料を試算いたしますと、年額で7,700円となっております。

○新谷委員

今、聞いたとおり介護保険料、国民健康保険料あるいは後期高齢者医療保険料をそれぞれお聞きしましたけれども、年額が非常に高くなるわけです。68歳の場合は9万8,780円ということです。これに加えて、高齢になりますと病気にもなり、医療費などいろいろかかりますので、この生活保護基準と変わらない、あるいはもう逆転する場合が出てくると思うのですが、こういう場合、負担軽減というのはどうなるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

確かに収入といたしましては生活保護基準を下回ることもあることも可能性として考えられるわけでありましてけれども、配偶者がいる場合で考えてみますと、今回の制度改正の中では預貯金の額が2,000万円以上の方が、この軽減措置から外れるということでございますので、当面はこの預貯金額2,000万円の中から負担していただくということになるかと思えます。

○新谷委員

2,000万円以上の資産がある場合ということで、そこで預貯金の調査になるのですけれども、ほかに金・銀などの時価評価額がわかる貴金属が含まれているというのですが、それはどういうもので、1人世帯で施設入所している人は誰がどのようにして調べるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の制度改正の中で、資産の要件が加えられたわけですが、預貯金を含めまして、容易に換金できるものが対象になっているものです。

それと、その金額については、あくまでも自己申告ということになりますので、本人若しくは家族の方の申告により金額を把握することになっております。

○新谷委員

あくまでも自己申告ということですが、入所している方が認知症の場合は、なかなかわかりにくいと思いますが、そういう場合はどうなるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

先ほども申しあげましたけれども、本人若しくは家族の申告ということになりますので、本人がわからない、若しくは家族がいらっしゃらないということであれば、それは把握はできないということになるかと思えます。

○新谷委員

それと、たんす預金も自己申告としておりますけれども、なぜこんなことまで調べるのか、これは人権侵害だと思うのですが、あくまでも自己申告だから、しつこく追及したりとかそういうことはしないということによろしいのですね。

○（医療保険）介護保険課長

今ありましたとおり、あくまでも自己申告ということですので、本人からの申告がなければ、こちらとしても把握できませんので、それ以上の追及はできないということになるかと思えますけれども、ただ虚偽の申告をした場合の罰則規定もございますので、その旨は十分に利用者の皆さんに説明していく必要があると考えております。

○新谷委員

虚偽の申告といっても自己申告だから、それは誰かが調べなければ虚偽かどうかわからないですから誰かが調べることになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

調べる可能性といいますと預貯金についてですけれども、預貯金であれば金融機関に照会できるという規定もございますので、何か疑義があった場合には、預貯金調査等を行うことになると思います。それ以外の資産については、確かに難しいところはあるというふうには思います。

○新谷委員

誰が調査するのか答えていないです。

○（医療保険）介護保険課長

市町村が調べることになります。

○新谷委員

この資産調査については、新聞で生活保護を受けている人が、子供の教育費準備に積み立てた預金を金があるのではないかと財布をあけさせたのと同じではないか、こういう投稿がありました。自己申告とはいえ、人権侵害の、本当にひどい問題です。これは小樽市が始めたものではありませんけれども、こういう国のやり方に対して、すごい不満や、それから不安が出ていると思うのですが、この辺についての小樽市への問い合わせや、あるいは不安、

それから全国的に見て大変多くのそういう声が寄せられているとも聞いておりますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

負担限度額の認定申請につきまして、小樽市といたしましては、7月上旬に利用者に対し通知することとしております。今のところ施設ですとか利用者の家族などから手続の方法などについての問い合わせは若干ありますが、今のところ特に苦情という形での問い合わせはまだ来ておりません。今後、正式に通知した段階で、問い合わせがあるのかなというふうに思っております。

あと、全国的にも新聞報道等では多数の問い合わせが来ている市町村もあると聞いておりますけれども、趣旨を十分に説明していく必要があるというふうには思っております。

○新谷委員

いくら国で決めたこととはいえ、こんな人権侵害のようなことはやめさせるべきだと小樽市からぜひ要望していただきたいと思っておりますがいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

やめるように要望をとということでございますけれども、今回の制度改正の趣旨についてであります。負担限度額の減額措置につきましては、食費ですとか住居費という本来は給付と異なる部分、給付外の福祉的な措置ということであります。在宅で生活する人との公平性を図る必要があること、こういったことから世代間の公平性ですとか、制度運営の安全性の観点から所得に加えまして、資産の適正な評価による負担をいただくということはやむを得ないというふうに考えております。

○新谷委員

やむを得ないという御意見は、納得いきませんが、これについては、これから不満が、それから不安が寄せられると思っております。よく御意見を聞いていただきたいと思っております。

◎おたるドリームビーチの仮設建築物について

次に、おたるドリームビーチの建築物、海の家への許可基準、設置についてです。

小樽市の海を家の建築期間は、建築基準法に基づいて1年ということでしたが、これまでは何月に許可申請が出され、いつ許可して、許可期間は何月何日から何月何日までだったかお示してください。

○（建設）建築指導課長

海を家の仮設建設物の許可申請の状況についてですが、昨年は3月3日に申請があり、3月14日に許可し、その許可期間としましては、4月1日から翌年の3月31日までとしておりました。

それ以前につきましても、毎年2月又は3月に申請がありまして、3月に許可し、条件として翌年の3月31日までに除却ということで、期間としましては4月1日から翌年の3月31日としておりました。

○新谷委員

今、許可期間を聞きましては、実質、海の家が3月31日までの期限の間に翌年の許可申請を出しているということです。これは矛盾だと思うのです。3月31日までに撤去してくださいということですが、ドリームビーチ協同組合側が言っていた雪があるから撤去できないという言いわけが通るような期間だったのではないですか、これはいかがですか。

○（建設）建築指導課長

新谷委員から御指摘のありました組合が言いわけできる期間ではないかということについてですが、小樽市のコンプライアンス委員会からも、許可期間を1年として、除却期間を設けていないことは適切さに欠ける面が見られるという指摘がありまして、市としては不適切であると認識しております。

○新谷委員

ほかの自治体を見ますと、海の家については、自治体独自の認可基準というのを設けていまして、夏季のみというところがあります。今度は、このように夏季のみという短い期間に設定すべきではないでしょうか。

○（建設）建築指導課長

海の家のは仮設建設物の許可基準についてですけれども、夏季のみとすべきではということで委員から御指摘があったのですが、基準を具体的に設けるかどうかはまだ決めておりませんが、許可期間は、他の海水浴場を参考にし、例えば海水浴場開設期間とその前後の建物の建築と除却期間を合わせた必要最小限にするなど適切に対応してまいりたいと考えております。

○新谷委員

そのように言いわけが成り立たないような任意の基準を設けて、しっかりとやっていただきたいと思います。

ドリームビーチについて、あと二つお聞きします。

先ほどの本会議での討論でも述べたとおり共産党は、市営の海水浴場については否決をしましたが、理由は述べたとおりで、海岸法に基づき、北海道が第一義的に責任を持ち、国や北海道と協議をして進めるべきだということを申し上げました。

今年 5 月 22 日に開かれた北海道水域利用調整協議会議事録を見ますと、ドリームビーチにおける水域利用調整区域は、海水浴場が開設されない場合でも、小樽市は水域利用調整区域の指定を申請することを検討している旨の発言がありまして、申請があれば書面による協議で指定していきたいと決めております。

また、北海道の危機対策課に電話で聞きましたら、水域利用調整区域を設定する上で必要な水域表示用ブイは北海道が所有しているので小樽市の負担にはならないということでありました。水域利用調整区域は知事の告示となり、設定までに約 3 週間かかるということですが、私たちは安全対策をやらなくていいとは言っておりません。それで申請を早くして、他の安全対策についても、国や道としっかりと協議していくべきではないかと思いますが、今、小樽市としてその用意をされているのでしょうか。

○産業港湾部長

新谷委員から質問のありました水域利用調整協議会のときに、私どもも何とか水域について指定をかけていきたいというような意向があるということだったのでしたのですが、そのときは、まだ予算も何も裏づけがなかったので、断言して小樽市から申請するということが出来なかった状況でございます。その中で、このような状況の中では、なかなか予算措置ができなければ小樽市から水域利用の申請を出すということは難しい状況だというふうに思っております。

ただ、ドリームビーチに対する安全対策につきましては、前から議会でも北海道をはじめ関係機関の支援を要請すべきであるという話もありまして、私どもも実際に相談を続けてきたところでございます。それで、委員からもお話がありましたとおり道の支援策や何かということも、ブイの話ですけれどもありましたので、また引き続き、協議を続けまして、そのあたり水域の指定をどのようにしていくか、北海道で出していただけるものなのかどうか、その辺について詰めていきたいと考えております。

○新谷委員

北海道が出すということではなく、この区域については小樽市が申請するものです。今、言いましたけれども、申請が出た場合は時間がないので、書面での協議になると。それで、皆さん合意されているわけです。ですから、そういうのは早くすべきではないですか。

○産業港湾部長

確かにおっしゃるとおりですけれども、予算の裏づけのないまま市で出すことが可能なかどうか、その辺の裏づけをきちんと道と確認した上で、申請は市が出して、そのあたりの予算的な措置をしていただけるかどうか、そ

れがなければ実際に実効性のあるものになりませんので、そこら辺を早急に詰めていきたいと考えております。

○新谷委員

早急に詰めるということで、もう相談には入っているのでしょうか。

○産業港湾部長

はい。本日から相談しているところでございます。

○新谷委員

今、述べたとおり安全対策を全然しなくてもいいとか、そういうことではありませんので、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

○小貫委員

議案第 2 号の補正予算に関連して、体育施設費について質問するのですが、その前に先ほどの産業港湾部長の北海道に支援をお願いするというのは、少し違って、北海道にしっかり責任を果たさせると、その上で小樽市がどう協力していくかと、そういう立場に立って議論していかないと、下に見られるというか、そういうことになると思いますので、その辺は力強く協議をしていただきたいと思います。

◎議案第 2 号について

それで、議案第 2 号に関連してですけれども、今回、体育施設の整備についての予算が計上されています。整備することに反対ではないのですが、なぜ起債事業なのかということについて説明願います。

○（教育）生涯スポーツ課長

なぜ起債事業かということでございますけれども、今回、体育施設費ということで、桜ヶ丘球場整備事業費と潮見台シャンツェ整備事業費ということで計上させていただいておりますが、この中で、国の補助が該当するといえますか、使えるということで申し上げますと、委員も御承知のとおり桜ヶ丘球場のほうだと考えております。

こちらは、国の補助を使えるメニューといたしましては、社会資本整備総合交付金のメニューが該当するものであろうと考えてございますけれども、この桜ヶ丘球場の整備を決定といいますか、考えるに当たりまして、球場が老朽化しているということも確かにございましたが、平成 25 年 12 月に北海道軟式野球連盟から小樽市長に 28 年度に天皇賜杯第 71 回全日本軟式野球大会が札幌を中心とした周辺自治体で開催される旨の事前連絡のようなものがございました。その後、その中に小樽市の桜ヶ丘球場も予定の中にあるということで、26 年 11 月の段階で全日本軟式野球連盟から天皇賜杯全日本軟式野球大会開催の球場を見せてくださいということで要望がございまして、桜ヶ丘球場を見ていったということでございます。その後、26 年 12 月の段階で、全日本軟式野球連盟から市長及び教育長に大会の開催趣意書と支援の依頼が来てございます。こういった経過の中で桜ヶ丘球場の整備ということで、全日本軟式野球連盟が視察した段階でも、こういうあたりを整備していただけたらいいなという話もありましたので、そういうことも踏まえまして、今回予算を要求していくという形になりました。そういった時間的な経過の中で、補助費の要望を出すいとまがないと言ったら変ですけれども、出す期間がなかったということでございます。

○小貫委員

それで、今、話を聞いていると、小樽の桜ヶ丘球場を会場とするということが決まったのは、済みません、どの段階ですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

決まりましたということで開催趣意書という形で正式に来たのが平成 26 年 11 月の段階でございます。

○小貫委員

要は、補助金のメニューはあるのだけれども、時間がないから今回は、起債事業で対応するしかない、ということだと思うのですが、桜ヶ丘球場の補修をする場合に補助金を活用するとしたら、どのぐらい前から計画が必

要だったのか、その辺はいかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほども少しお話ししました社会資本整備総合交付金のメニューを使うといたしましたら、公園区域の中の施設を整備するという位置づけになりますことから、公園計画にも位置づけしていかなければならないということで、補助要望までに3年は必要だと聞いております。

○小貫委員

それで、今回の起債事業で一般財源から3,000万円という形になっていますけれども、補助事業と起債事業で市の実質的な負担額を比較すると、桜ヶ丘球場の場合、どうなるのかお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

補助メニューを使った場合には、2分の1補助ということでございますので、1億2,000万円のうちの半分が、全額が補助メニューの対象になるかどうかまでの精査は行っていませんけれども、単純に言いますと1億2,000万円の2分の1が補助金ということになります。

それに対しまして、今回の起債事業では、市債が9,000万円で一般財源が3,000万円ということでございます。

○小貫委員

それで、実態の金としては、要は起債事業も過疎債で交付税として戻ってくると思うので、その辺の比較を含めて、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

詳しい話は財政部からと思うのですが、単純にといいますか、一般的な話をさせていただきますと、過疎債の場合70パーセントが交付税ということになりますので、9,000万円の70パーセントの6,300万円が交付税という形になるのかなというふうに。ただ、起債の中にもどこまで含まれるかということなどは、私のほうでは把握してございません。

（「比較するとどうなるのですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

補助と起債の比較ということ。

○小貫委員

今、答弁を聞いたら補助の場合は、2分の1補助として6,000万円の金が来ますと。過疎債を使えば、恐らく9,000万円のうち6,300万円は交付税措置されるでしょうと。ただ、3,000万円については、生の金が出ますと。これらの二つを比較して、市の実質的な負担についてはどういう差があるのですかという質問なのです。

○（教育）生涯スポーツ課長

単純な計算ということで申しわけないですが、6,300万円が交付税措置される。そして、残り2,700万円が市の負担ということになりますので、今回一般財源で考えている3,000万円と足しますと5,700万円という形になりますけれども、起債ですので、当然利息と申しますか、そういうのも出てこようかと思っておりますので、その辺のところまでは、私のところでは把握してございません。

○小貫委員

それで、恐らくこの議案についても、緊急避難的な対応だと私は考えているのですが、過疎債は枠が決まっているわけですから、こういうことを行うということになり、ほかの事業との関係では影響がなかったのか、これについていかがですか。

○（財政）財政課長

過疎債につきましては、今、申請中でございますので、申しわけありませんが、確かなことは言えないと思います。

(「過疎債になるかどうかもわからないということですね」と呼ぶ者あり)

過疎債の中で、どれだけ手当されるかということについては、まだ決まっていないということでございます。

○小貫委員

それで、問題は過疎債の場合は、もう一つは交付税措置ということで、この分は交付税措置で来るかもしれないけれども、交付税の総枠は増えていない中で、要はほかのところでは交付税が来なかったら、総体的には果たして本当に満額返ってきているかというのが怪しい部分になると私は思うのですが、それで問題は、本来恐らくこういった事業というのは補助金を優先して対応する事業だと思うのです。これについてはいかがですか。

○(財政) 財政課長

本来、予算編成方針では、歳入に見合った歳出ということで、予算要求に当たっては、財源の確保をお願いしているところなのですが、こういった有利な財源があるということであれば、これを計画的に使うことによって事業を進めていただくというのが基本だと考えております。

○小貫委員

本質的にはもう少し計画性を持って進めれば、少し有利なメニューを使用できたと思われるのです。ですから、今後しっかりと、やはり計画を組み立てていって、こういった補助事業に漏れないようにしていただきたいと思えます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 17 分

再開 午後 4 時 37 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党。

○佐々木委員

◎市長の教育・学力観について

一つ目に、市長の教育・学力観についてお伺いします。

4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というものが施行されております。これによって、総合教育会議の招集する、それから教育に関する大綱の策定など、教育への市長の影響力が非常に増すことにもなり、それでいて責任も明確化される。大津市のいじめ事件等への対応などで迫られて、こういう改定がされたと聞いております。

また、その一方で、教育行政に対する市長の影響力、それから関与が過剰に強まって、教育の政治的な中立性、教育行政の安定性、それから継続性が低下するのではないかと危惧する声も出ております。そういう中で、森井市長がこのたび就任されましたが、教育へのかかわり方という部分について、非常に影響が大きい中でのかかわり方というのは、非常に重要になってくると思うのですが、その辺の基本的姿勢について伺います。

○市長

教育へのかかわり方について、制度変更等もあったけれどもということだと思いますが、基本的には教育に関しては、教育委員会が中心に取り組まれるものであると私は認識しております。当然制度変更等があっても、市長に対しても責任があるのではないかとこの流れになってきていると私も感じておりますけれども、教育委員会と連携を

しながら、基本的には側面的に取り組んでいきたいと思っております。

私としても、御存じのように私も学生時代より教育関係にずっと携わっていて、子供たちの教育に対して私なりに力を注ぎたいという思いもあるものですから、行政として、行政の長としてどのような取組ができるのか、教育委員会からいろいろと御指導、御鞭撻をいただきながら、皆様に御相談させていただきながら、具体的な取組を行っていったらというふうに思っております。

○佐々木委員

私としては市長のかかわり方の考えがよくわかります。本当にそのような姿勢でこれから臨んでいただければと思うのですが、そこでやはり本当にそういうことであつたとしても、やはり確認をしたいというか、市長の考えをぜひ聞いてみたいのが、学力についてどのような考えを持っているのかということですが、それを伺います。

○市長

教育の中には、さまざまな言葉があると思うのですがけれども、私の中では、学力というのはあくまで基礎学力というか、テスト等で判断される範囲と言えよるしいのでしょうか、そのように考えております。ほかにも体力であつたり、もちろん道徳、倫理、その他さまざまなものがあると思いますけれども、それら全てを総合的な言葉として、私は教育力なのかなというふうに私の中では言葉を使い分けて考えております。

○佐々木委員

教育系の大学、言ってしまうえば私と同じ大学を出ておられる市長の考え方というのはよくわかる気がいたします。

学力については、さまざま学力とはということできざまな定義があると思います。もちろんここで指導室あたりに聞くと、そういうことについて答えていただけるとは思いますが、今日はあえて聞きません。市長と、私の考える教育観、市長は学力というと完全に狭義の意味で本当に基礎的な学力という、力という部分で、もう少し広く考えるのであれば、それは教育力であろうという考えだつたと思うのですがけれども、私はやはり学力といつても、もう少し広く考えるべきものであろうと考えているのです。例えば、私はいつも、話させていただきませんが、子供たち自身が自分の人生というものをよく考えて、より豊かなものにしていくのに必要な力と、自分が身につけて、これからの人生を切り開いていく力と捉えているのです。やはり子供が精神的にも社会的にも自立していくのに必要な力の総体みたいなものを学力というふうにさすのではないかと私は考えています。

市長もきつと、総合的なものについては教育力だという答弁がありました。学力の捉えとしては、両方を含んでいるのではないかと考えているのです。どうしてかということ、やはり今、見ても知識や技能がいくらずぐれていても、それに伴って応用がないとそれが発揮できないとか、文字は書けても、文章で表現する内容が乏しいものになってしまう。さらには、想像力がないばかりに、いくら絵を描く技術があつたとしても豊かな絵にはならないということ等やはりそういうのも全てが学力に含まれている力なのではないかなと考えています。特に、今、大事になってくるのは、そういう知識・技能だけではなく、それを発揮するために、他人とコミュニケーションをとる、そういう力、お互いを尊重し合う、そうした中で人間関係を築いていく、そういう力も私は学力の中にも含まれているのではないかと広い学力という捉えをしております。その辺のところについて市長、いかがでしょうか。

○市長

今、佐々木委員から御教授いただいた内容を私としてもしっかり捉えられるようにとは思っておりますけれども、今まで私は、それを自分の中の言葉として教育力という表現をしていたのだと思っております。今おっしゃつたような広義的なというか、学力という言葉の中でも範囲が広いのだということは今、改めて教えていただいたというふうに思っております。

○佐々木委員

お教えしたという、思い上がったつもりはありません。

市長の学力の捉えについての考えはわかりました。そうであるとしたら、安齋委員からも指摘のあったここ数十年で低下してしまった児童・生徒の学力のアップを市長は公約として挙げられています、これは、基礎的な学力のことを指していると思ってよろしいですか。

○市長

そのとおりでございます。

○佐々木委員

わかりました。

そうしますと、基礎的な学力を上げるという部分の根拠について、基礎的な学力が数十年間下がっているというところで、私が、少々引っかかるのは、私は、その下がり続けている数十年間の中の30年間教員をしていたものですから、私もかなりの責任を負っていると思うのですが、全国学力・学習状況調査で基礎的な学力についての点数などが出てきたのは、本当にここ何年間です。

それで、市長はそれ以外の数十年間については、市民の皆様からの声があった。それから、教育関係者、それから教育関係のOBの方というふうに挙げられておりましたけれども、そういう声があったということですが、これについて私は、具体性に欠けるのではないかと思うのです。私は、数十年間、ずっと学力が下がり続けたとは思わないものですから、市民の声のどの辺で、学力が下がり続けているという印象を持たれたのか、説明してください。

○市長

さまざまな話があったのですけれども、私とそのさまざまな話の中で、根拠というレベルには至らないかと思いますが、受けた話は、例えば高校生の大学進学率又は志望する大学、例えば一般的にある程度学力が高いといわれる東京大学を目指す又は合格する比率が下がっているなど、そのような話を受けてのことでございます。

○佐々木委員

わかりました。有名大学等へ行ければという生徒、例えば東京大学や北海道大学などに行く生徒の数が減っているのではないかということだろうと思います。この件については、そういう押さえだということでもわかりました。これ以上、この話はいいと思うのですが、私は、広義の意味での学力の押さえをしているものですから、そういう意味の捉えでも、市長がほかの公約のところで教育について公約で挙げられているところ、例えば情操豊かな人間形成に重点を置き、芸術や文化の向上を推進します。それから、子供の自然、歴史体験の機会を増やすということも、私は、子供たちの学力アップにつながることだと押さえ、捉えていたのですけれども、どうでしょうか。

○市長

このことに関しては、先ほど話したことでいきますと、私は、教育力という枠組みで捉えております。

○佐々木委員

このことについて、私も議員になって4年間、さまざまなことを教育委員会をはじめお願いしてきたのですが、市長は具体的にこの件の中で進めていかれたいと考えていることについて、具体例を挙げていただければと思うのですけれども、いかがですか。

○市長

さまざまなものがありますので、本当に一、二例、話をさせていただきますけれども、例えば自然体験においては、小樽市は山や海に囲まれ、身近なところに自然環境がございますので、その自然の中で生き物に触れる又は海などであれば泳ぐ魚から貝から漁師が携われるようなものもたくさんあって、そのようなものに触れていく、農林水産省等で進められた農山漁村の取組など、そのような取組のことも考えておりますし、また歴史体験では、既に教育委員会等でも進められておりますが、子供たちがこのまちの歴史背景等を調べられて、このまちの成り立ちを知って、このまちはこのような経緯ですばらしい素材があるのだということを知っていただくなど、そのようなことを踏まえて、このような形で書かせていただいております。

○佐々木委員

今、挙げていただいたことは、今までも本当に市教委はいろいろとやってくださっています。

それから、水産や何かの関係でも、私が聞いているだけでもそういう水産物に触れる、海のものに触れるという体験は、今までもいろいろとやっています。ぜひ、そういうことについては、学校でそういう機会を、できるだけそれに参加するためにも、教育環境を本当に整えていただくという部分については非常に大事だと思いますので、そういうバックアップの部分をよくお願いします。

そこで、もう一つ学力面のところで、これは最後のコーナーになるのですが、市長のおっしゃる基礎学力と家庭の経済力との間に相関性があるというようなことは、文部科学省も認める場所であると出ているのですが、市長はどのような認識で捉えておられますか。

○市長

実際に文部科学省で調査をされ、そういう相関性があるのではないかという調査結果というか、指摘があったというのは私も耳にしておりますけれども、しかしながら必ずしも家庭の経済的背景が低いからといって全ての子供たちの学力が低いわけではないと思っております。ですから、やはり地域におけるサポート、その他さまざまな要因によって、必ずしもその相関性のとおりにはならないということにもなり得ると思っておりますので、行政としても教育委員会と連携する中で、そういう相関性のとおりではないというふうになれるように努力してまいりたいと思っております。

○佐々木委員

この問題について、以前、教育長に伺ったときも同じ考えを示していただきました。ただ、これは本当にそれぞれの地域で努力をされていて、それを克服するためにいろいろと今回、生活困窮者の支援事業などでも、こういう中学生のサポート事業なども入ってきていますから、そういうことは本当に必要だと思うのですが、ただいかにせん現実としてどうにもならないところがたくさんあります。

というのは、子供の貧困という問題については、いろいろなところで取り上げられておりますが、私も実際に家庭、子供たちに触れていると、そういうものが本当に見えてきています。ですから、これについては本当に小樽も例外ではないという中で、本当に勉強したくても家がそういう環境ではないとか、それから市長が直接学力と関係ないといえどもそこまでですけれども、スポーツについても、中学校で部活動に入って、スポーツをやりたいくても、家の経済力がないために道具が買えない。遠征に行くための交通費が出せない、それから部費が払えないということで断念してしまう。いろいろな才能を持っていながらあきらめざるを得ないという子供が今までも結構出てきています。ですから、そういう子供たち等にしっかりとした支えが私は必要だと、それもこの困窮、先ほどおっしゃった相関関係をなるべく表さないために必要な手だてだと思いますが、考えをお聞かせください。

○市長

私といたしましても、このまちで育つ子供たちが、何か目標を持っていただきと思っておりますので、おっしゃったような要因で、それが途切れてしまったり断念せざるを得ないという状況は改善できるのであればしてまいりたいと、それも行政としての一つの役割であろうと自覚をしております。

もちろん教育委員会でそのことも踏まえて、さまざまな手だてを打たれていると思うのですが、行政としては、子育て支援等も考えながら、またおっしゃるような、今、スポーツの話で、一つの例として部活動の話もありましたけれども、そのような結果、断念せざるを得ない子供たちに対してどのようにフォローしていくのか、教育委員会と連携をしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○佐々木委員

この項の最後にお伺いしたいのですが、市長は、教育環境整備にもしっかりと取り組んでいかれるということがありました。これについては、以前から私は、何回も指摘しているのですが、一向に変わらないところで、小樽市

民 1 人当たりの教育予算が出ておりますが、近年、常に道内主要都市中、最下位を争っているレベルです。やはり小・中学校をはじめ、子供たちの学力に影響することだと思いますし、それから市民 1 人当たりということは大人も含めてということで、美術館、図書館などの社会教育施設等の充実というところにも環境整備のために予算をしっかりと割り当てていくということは、子供たちの学力を上げる、ひいては大人から情操面をはじめ学力をしっかりと引き上げていかなければ、学力の向上は望めないと思いますので、この辺のところについてもよろしくお願ひしたいということで、このところを最後にお聞かせください。

○市長

今、この場で教育予算を増やしますと断言できるような状態ではない、言えないですけども、現在、おっしゃった施設も含めて、既にいろいろ存在しているものがありますから、それをどのように活用するのかということも大変重要だというふうに思っております。

また、行政だけではなく民間企業、またさまざまな機関の支援をいただきながら今、おっしゃったような教育に対しての力添えをいただいて、そういう意味では少しずつ幅広い対応ができるように、私なりに目を向けてまいりたいと思いますし、努力してまいりたいというふうに思っております。

○佐々木委員

まずはしっかりと予算をつけていただけるように要望しますし、今、市長がおっしゃった民間の力や、それ以外市民の皆さんの力をかりるとするのは、全国でもさまざまな活動がされてきておりますので、それについては小樽でも取り入れる工夫をしていただければということをお願いして、この項を終わらせていただきます。

◎泊原発の再稼働と原子力防災について

二つ目は、泊原発再稼働と原子力防災について伺います。

市長は、泊原発再稼働に反対の立場で、いったん事故が発生した場合、その影響は長期、広範囲に及ぶとの認識を示されております。私も全く同感であります。小樽市は、安全確認協定 16 市町村には入っているのですが、泊原発再稼働に当たり政府が求める地元同意の範囲は、地元 4 町村のみとなっています。私は、やはり福島第一原発の事故を見ても、市長がおっしゃるように汚染の広がり、その他を考えて、泊原発再稼働の同意を求められる地元の範囲を泊原発から半径 30 キロメートル以上に広げて、小樽市もその同意の範囲に入れてもらうように考えるべきだと思います。この辺について、中松市長のときには国に判断は任せるべきだということでしたが、市長が替わったことに伴い、同意の範囲について小樽市もということについて、市長の見解をぜひ伺っておきたいと思います。

○市長

現在、小樽市は泊原発の半径 30 キロメートル圏内の枠組みに入っていないことは承知しております。ただ、おっしゃるように実際に事故が起きたときにきれいに半径 30 キロメートル圏内に被害が及んだかということ、そうではないという事実もございますし、実際にそういう出来事が起きた場合には、隣接市である小樽市はさまざまな影響を受けかねないということもありますので、私としては、その枠組みに小樽市を入れていただくべきではないかということ提言してまいりたいというふうに思っております。

○佐々木委員

その枠組みにということ、地元同意の枠組み中に小樽市を入れるべきと考えているということは、わかりました。

その際、同意の範囲の中に入った場合には、次の判断の部分は、ぜひ再稼働に同意してほしくない私たちは思っているわけですが、それについては今後、市長の考えが、いろいろなところで示されるのではないかと思いますので、本日はその話はいたしません。

ただ、同時に、今、小樽市でもつくっています原子力防災について、その主な内容と策定期間についてお示しいただきたい、というのは、市長がいくら反対していて、それから小樽市が同意をしないこともあるかもしれませんが

が、着々と泊原発再稼働、全国的にも再稼働に向けて動いていると、それに歯止めがかかっていない状況にある。そういう中で、やはり一定の安全策、万が一に備えての安全策は必要と考えるからです。決して泊原発に同意しているわけでも、原発再稼働を認めているわけではないのですが、原子力防災計画は必要と考えておりますので、内容と策定期間についておおよそのところを示していただければと思います。

○（総務）小濱主幹

本市の原子力防災計画の内容、策定期間などについてですが、本市では、地域防災計画に原子力防災対策を盛り込むこととしておりまして、内容につきましては連絡体制の整備などを定めた事前対策や応急活動体制や防護措置を定めた緊急事態応急対策などで、国の原子力災害対策指針や北海道の地域防災計画に沿った内容になるものと考えております。

なお、防護対策につきましては、道の地域防災計画などでは、30キロメートル圏外は、屋内退避を中心とする考えとなっているようですので、これらを踏まえまして、内容を検討・協議してまいりたいと考えております。

また、策定の時期につきましては、本市の地域防災計画の修正という形になりますので、年度内に防災会議を開催し、承認をいただき決定していく予定としているところでございます。

○佐々木委員

今、内容についてお示しいただきました。国や道の方針をおおむね越えるものではないということだと思うのですが、先ほどの市長の考えでいけば、原発事故が発生した場合の影響はかなり広い範囲に及び、そしてさらに半径30キロメートル以上のところに同心円状には広がるわけでもなく、小樽はかなり苛酷な状況になる可能性もあるということをお認めの中で、私は市民の屋内退避、それから例えば古平町から避難されてくる方を受け入れるだけの体制で本当にいいのかと、やはり小樽市が本当に小樽市民が危険な状態になるということも想定した上で、市民が避難する。それから屋内退避の場合であっても、ヨウ素剤配布の準備をしておくこともやはり必要なのではないかと考えるのですが、その辺についての考えをお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

30キロメートル圏外の防護対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり屋内退避を中心とした考えであり、避難や安定ヨウ素剤の配布など具体的な対策については見えてきていないところでございます。

またヨウ素剤の配布などについては、泊原発から半径5キロメートル圏内のP A Zにおきましては、配布の方法も分かっていたり、また半径30キロメートル圏内のいわゆるU P Z圏内での具体的な配布方法についても、今後、決めていくということでございますので、今後、これらの動きも参考に、どこまで本市の対策として実施できるのかということを検討してまいりたいと考えています。

いずれにしても、地域防災計画というものは、随時、検討を加え、必要な修正を行っていくということになってございますので、本市の原子力防災計画の策定後にありましても、必要ある場合については、適宜計画の見直しを行っていく考えでございます。

○佐々木委員

ぜひ、市長の考えに沿った形の市民の安全を第一に考えるという線で、この後も研究を続けていただきたいですし、今のように見直し等も進めていただければと考えます。

この件で最後に森井市長に確認をさせていただきたいのですが、今も言いましたが、この原子力問題について、泊原発再稼働反対の立場で、今後も市民の安全・安心を守っていかれるという姿勢を貫かれるということについて、これについては間違いのないということによろしいでしょうか。

○市長

おっしゃるとおりでございます。

○佐々木委員

◎ふるさと納税について

三つ目に移らせていただきます。

ふるさと納税についてお聞きします。

本市においても、ふるさと納税活用の方向で検討中と伺っております。このふるさと納税制度について、確認のため、制度そのものについての内容や目的、本来の趣旨について説明していただきたいと思います。

納税制度と言っていますが、本来的には寄附制度だと伺っていますので、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

ふるさと納税制度の趣旨、目的でございますけれども、総務省のホームページにふるさと納税のポータルサイトが設置されておりまして、それに沿って説明させていただきますと、ふるさと納税制度がどういう制度かということで、自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、ふるさとへ貢献するための制度です。住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みですが、寄附金制度を活用していますので、法律上は寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせた措置となっています。

○佐々木委員

そのような趣旨の下で動いて、全国的に爆発的な現象になっており、これに今回小樽市も乗りたいということですけれども、やはりさまざまなメリットや、デメリットがあるというような報道がされています。その辺のところを市は押さえて挑むということでしょうか、内容について示してください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

現在も小樽市といたしましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例ということで寄附をいただいておりますけれども、メリットといたしましては、寄附収入の増といいますか、確保といいますか、そういった部分が、一つ挙げられると思います。

それから、寄附された方には、小樽市民の方もいらっしゃいますし、市外の方もいらっしゃいますが、小樽というまちに対するまちづくりというのでしょうか、こういった部分への参加意識といいますか、そういう向上が図られるものと考えてございます。

それから、小樽市の場合は、寄附された方に特産品といったお礼の品を今は送っておりませんが、そういうものを送っているほかの自治体の話などを聞く限りでは、まちのPRですとかイメージの向上、それから地域の経済効果、それから観光にいらっしゃる方が行きたくなるような動機づけといいますか、そういった部分がメリットとして挙げられると思っております。

逆に、デメリットという部分で言っているのか、ちょっとあれですけども、例えば小樽市民の方がほかのまちに寄附をした場合には、当然その部分は、税が控除されますので、その部分が収入減となりますので、少なからず影響が出ていると思っております。

○佐々木委員

メリットの部分では、本当にそういうメリットがあるというのは、よくわかることです。デメリットも説明していただきましたが、それ以外にもさまざまなデメリットが指摘されています。私のほうで調べてみただけでも、やはり特産品の豪華合戦になって、過度の競争に陥るという状況があったり、先ほど趣旨の中でふるさとに貢献したいという思いでそれを形にするということだったはずなのに、豪華な景品が欲しいために転々とそこを回ってしまう。結果としては、ふるさと貢献というよりは、景品もらいたい合戦になってしまう。それからそういう移り気な人たちが景品が豪華なところに寄附することによって、ある一時期にはたくさんの税収が入るのだが、ブームが去ってしまうと収入が落ちてしまい、市が寄附金でやりたいことが結果としてできなくなってしまうというような非常に変動性がある、不安定になってしまっているという、デメリットの部分もあって、市の施策に恒常

的にいいものだというふうには押さえられていないのではないかと指摘する声もありました。そういう部分で、調査研究というのは必要だろうと思うのですが、調査研究は進んでいますか。例えば、上士幌町に 9 億 7,000 万円という額が集まっているというようなことをこの前テレビで見たのですが、昨年 1 年間について、そのようなことについて情報があつたらお聞かせください。

○(総務)企画政策室佐藤(慶樹)主幹

他のまちの情報ということで、今、ふるさと納税の状況というのは、ホームページで見ることができる状態になっております。私どもが、今、検討している中でも、ほかのまちに問い合わせなどして、状況調査等も行っておりますけれども、おっしゃるとおり北海道で一番の成功事例としてよく取り上げられるのが上士幌町です。聞いた限りでは平成 26 年度は 25 年度の 4 倍ぐらいの寄附があつたということで聞いております。ただ、やはりなかなか、それだけ一気に増えてしまいますと事務的に追いつかないといいますか、かなり業務としては煩雑になってきているということも聞いてございます。

それから、ほかのまちの状況でございますけれども、道内の 10 万都市でいきますと、現在、返礼品として地域の特産品を送っているまちが 3 市ほどございます。それ以外のまちは、まだ小樽と同様に感謝状といいますか、そういう心の部分でのお返しが多い状況になっておりますけれども、一つ見ていたまちでは、本年度から物を送るということを、今、検討中で、送る予定だというまちもございました。今回、ふるさと納税制度自体が、一部拡充といえますか、されている部分もありますので、随時注視していきたいと思っております。

○佐々木委員

小樽市がそういう情報の下にこれから始めるに当たるところですけれども、小樽ファンが支えるまちづくり寄附条例があることはわりと知られているのですが、実は調べますと、小樽市には、それ以外にも寄附制度がたくさんあるのです。たぶん今回これからつくりたいと、新しく始めようとしているものと既存のものとの関係をきちんと整理しないと、寄附する方もどこに何を送ったらどこに使われるというようなことが非常にわかりづらくなると思うのですが、その辺の整理みたいなことについての考えを最後にお聞かせください。

○(総務)企画政策室佐藤(慶樹)主幹

現在もホームページに小樽ファン以外の寄附ということで、「その他の寄附」という形で掲載しております。ホームページに、全部で 22 の基金を掲載しております、その扱いについてですけれども、現在は御存じのとおり小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の中での用途に限られているのですが、今、私どもが検討している中では、この 22 の基金を寄附者に選んでいただくのは、寄附される方が逆に面倒くさくなってしまふという可能性もありますので、どういった部分に小樽市として寄附をいただいて、まちづくりにつなげていくかを十分検討した上で、例えば子供のためなのか福祉のためなのか観光のためなのか、そういった形で整理した上で寄附の用途を形づくっていききたいと思っております。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○中村(岩雄)委員

◎周産期医療について

一般質問で質問いたしました周産期医療について、もう少し詳しくお聞きし、できれば具体的な前向きな答弁をお願いしたいと思います。まず一般質問で質問したのは、担当を保健所から福祉部に変えたことについて、その理由をお尋ねしたわけですが、産科が、周産期医療が子育て支援と深くかかわっているということで、市長の公約の実現のための人事でもあるということですが、これまで議会でも小樽協会病院の件はいろいろな議員が質問し、保健所が答えてくれたわけですが、具体的には、保健所から福祉部にどのような引継ぎがされたの

か。もう 7 月にも休止に入るかもしれないという小樽協会病院の産科の存続に向けて活動をされているのかというところを市民も注目しているでしょうし、できれば詳しく報告していただきたいのです。

これまでの議会での質問の中で、実際に小樽協会病院が扱ってきた分娩数、それから小樽にはもう一か所おたるレディースクリニックがあり、ここでも分娩を扱っているわけですが、そういう具体的な数字も聞かせていただけてきました。その小樽協会病院が昨年 11 月に新規の受付を停止するというので今、停止状態のまま今年に入り、6 月もう終わりますけれども、まだその状態は変わっていない。11 月に受け付けした方はそろそろ臨月で子供が生まれたら、随時退院されて、本当に 7 月に休止状態に入ってしまうのではないかとされているわけですが、その間、これまでおたるレディースクリニックと例えば小樽協会病院とのやりとりの中で、小樽協会病院に転送された件数なども確認してきましたが、それらが 11 月の新規受付の停止から今までどういう状況になっているのか、実数など把握しているのか、お示してください。

○（福祉）主幹

まず、所管が保健所から福祉部が変わったことによる引継ぎとその後の活動についてですけれども、引継ぎにつきましては、関係資料も含めて人事異動後に保健所から引継ぎを受けております。

現在も、必要なときに随時引継ぎを受けておりますので、今後におきましても連携をとりながら業務を進めてまいります。

また、活動の状況ですけれども、所管が変わったばかりですので、現在は情報収集ということで、小樽協会病院を訪問させていただきましたが、所管が変わったことの挨拶が主体で、詳しい話につきましては、今後させていただくことになると思います。

また、休止のお知らせから現在までの、おたるレディースクリニックと小樽協会病院の妊婦の移動につきましては、承知しておりませんのでお答えできません。

○中村（岩雄）委員

例えば平成 25 年度の小樽協会病院での分娩数は 398 件、そのうち小樽市民の件数は 228 件と聞いています。おたるレディースクリニックは 453 件、そのうち小樽市民の件数は 262 件と聞いていますが、26 年度が一番新しい数字は掌握されていますか。

○（福祉）主幹

おたるレディースクリニックの分娩数については承知しておりません。小樽協会病院の分娩数につきましては、平成 26 年度 352 件と伺っております。

○中村（岩雄）委員

おたるレディースクリニックの件数がわからないということは、例えば、おたるレディースクリニックから小樽協会病院にどういう転送があって、その内訳ですとか、今、小樽協会病院で受付をとめているという段階で、そのレディースクリニックから今まで協会病院に転送していた部分が例えば札幌に行くなど、そういう動きというのは承知していないということですか。

○（福祉）主幹

申しわけございません。妊婦の移動の件数等につきましては承知しておりません。

○中村（岩雄）委員

できるだけ状況をつぶさにといいますか、詳細に把握することで、具体的で効果的な対策を打ち出せるわけですから、そういう面で情報収集にしっかり努めて対策を考えていただきたいと思います。それから昨年 11 月からの動きの中で、例えば小樽市からも北海道に対する働きかけなど、されてきたわけですが、新しい市長になりまして、市長の公約でもありますこの周産期のことにつきましては、大変忙しい、体は一つしかないですが、7 月に休止が迫っている中、前市長も行っていますけれども、まずは一刻も早くというか、一度小樽市のトップが北海道

へ直接状況を伝える。もう 7 月も迫っており、強力な要請をすることが大事ではないかと強く思うのです。そういう意味で、もしまだそれが済んでいないようでしたら、できるだけ早い段階で北海道に対してのアプローチをしていただきたいと思うのですが、市長いかがですか。

○市長

おっしゃるとおり北海道に対しては、できるだけ早い段階で医師確保のための要望要請を行ってまいりたいと思っております。

○中村（岩雄）委員

ぜひなるべく早い段階でお願いしたいと思うのです。

例えば、医師派遣の見通しについての情報収集だとか、これは担当のほうで、例えば電話で連絡をとるだとか、あるいは直接小樽協会病院を訪ねて、その辺の見通しを聞くなどされていると思うのですが、その辺についてはどうですか。

○（福祉）主幹

先日、小樽協会病院に伺った際にも、医師確保の件につきまして話を伺いました。その中では、ホームページ等で公募はされているようですが、残念ながら現在、まだ応募がないという話を伺っております。今後、さらに詳しい話をさせていただくために小樽協会病院に出向かせていただきたいと思いますので、随時、情報を共有する形で医師確保に向けた支援を進めることになると思います。

○中村（岩雄）委員

今、札幌医科大学から医師を派遣していただいているわけですが、いろいろな情報の中で、これは、しっかり確認したわけではないのですが、札医大の例えば理事だとか、そういうトップの方々の中には小樽出身者もいらっしゃるって、小樽のことを心配しているというような話なども伺っております。こういう状況ですので、あらゆる人脈なども、筋を外すと、逆におかしくなることもあるかもしれませんが、可能性として、そういう人脈などもたどる検討をしてみるというのも一つかなと思うのです。そういった面でも、とにかくあらゆる手だてを尽くしていただきたいということでお願いしておきたいと思います。

それから、どなたかの質問の中で、札医大のほかに例えば北海道大学ですとか、それから旭川医科大学などありますよね、そういった医育大学に対する働きかけ、要望もいろいろ必要になってくると思うのですが、この辺のその判断といいますか、今はまず札医大からの医師派遣ということで、交渉しているのでしょうか、今後、そういう動きというのは、検討されているのですか。

○（福祉）主幹

現在の段階におきまして、3 医育大学の医局に対してどういう働きができるのかというのははっきりお答えできるようなものはございません。ただ、関係機関等から情報収集させていただく中で見えてくる支援策については実行していきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

小樽市としてできることは、まず情報収集をして、例えば道に強力にお願いをしていくということもそうです、お願いするに当たって、例えば補助などの面で、これまで小樽協会病院に対して、小樽と北後志 5 町村が一緒になって補助金を支出してきたという経緯もありますが、そういった補助の内容についても、打開策を探る上で、例えば交渉する段階で、これはいろいろな手続もありますから簡単には言えないだろうと思うのですけれども、例えば、補助金の増額なども影響が大きいゆえに、やはり検討していかなければならないのではないかと思います。補助の内容について、今後に向けて何か検討されていることがありましたら、お聞かせいただけますか。

○（福祉）主幹

補助の内容につきましては、本会議の中で市長から答弁させていただいておりますけれども、北後志 5 町村と合わ

せて支出させていただいているものですので、今の段階でどういうふうにするかということではなく、今後の小樽協会病院の動きも見まして、さらに定住自立圏の中で協議をして決めていくものと考えております。

○中村（岩雄）委員

北後志 5 町村と小樽市とで一緒にやっているわけですから、小樽市単独で決めるということはもちろんできませんけれども、その他、もし検討していただけるのであれば、小樽市単独でできそうな援助といいますか、何か協力体制というか、そういうこともあらゆる手だての中の一つだと思うのです。もうとにかく可能な限り周産期を守るための手だてを考えていただきたいと思うのです。これは、ぜひお願いしておきたいと思います。

これまで市長ですとか、小樽商工会議所会頭、それから議長が道への要望を行っていますが、なかなかその壁が破れないというか、道の具体的な対応が見えてこない中で、このままでは大変だということでの危機感から民間でといいますか、市民の有志が集まって、これは小樽市以外の後志も含めた中で、後志の周産期医療を守る会が立ち上がりました。この会が署名活動を始め、私もその活動に協力させていただきましたけれども、歩く中で、この問題に関する市民の非常に強い反応があったと私は思っています。それゆえに当初、目標としていた 1 万筆が 2 万筆になり、そして 5 月 27 日の段階で 3 万 8,800 筆の署名が集まって、それを道に届けたわけですが、それにとどまらず、さらにどんどん広がりを見せて 1 か月少々のうちに 5 万筆を超えました。これは小樽・後志でそういう数になったわけですが、小樽市民、それから後志に住んでいる方々が、この問題に対していかに危機感を持っているかということの証左だと思います。短期間で 5 万筆を超えたというのは、非常に重要な意味を持っていると思うのです。これを踏まえて、ぜひ休止状態が 1 年、2 年、3 年と長引かないようにできるだけ近いうちに、そのめどをつけていただきたいと思うのです。この 5 万筆というのは、そういう意味でも市長には、これから小樽のトップとして交渉していただきたいわけですが、バックに周産期医療に対する危機感を持っている方々がいて頑張っていると、私たちが署名活動の中でずいぶん言われました。それは市長に対してもそうだと思います。そういう意を携えてしっかり交渉していただきたいと思いますが、最後に市長の意見をお聞きします。

○市長

中村岩雄委員が言われるように、この署名が 5 万筆を超えたというのは、私としても大変重く受け止めておりますし、関心の高さも大変感じているところでございます。私としても、何とか今のままで継続できるように何とか支援できないかと思っておりますので、何にしても情報収集にしっかり努め、小樽協会病院が今、何とか医師確保をしようと努力をされておりますので、それに対しての後押しを行っていくとともに、先ほどの補助金のことも含めて今後、例えば補助金を増額することで医師の確保ができますなど、そういうきちんとした担保、状況を踏まえないければ、ただ増額だけではだめだと思うので、小樽協会病院からもいろいろな話を聞きながら、そしてそれに対しての必要な措置を皆様に相談させていただきながら、具体的にしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○中村（岩雄）委員

◎除排雪体制について

次に、除排雪体制についてお尋ねいたします。

これも市長の公約の一つの重要な柱だと思いますのでお聞きしますが、例年ですと次の冬に向けての動きというのは、まだなく、私は、もう少し時期が後になるという感じでしたが、今年は何か非常に動きが早く、既にいろいろ検討されているとお聞きしています。

例えば行政に対する市民のいろいろな苦情、要望の中で、雪対策といいますか、これに関するものというのは本当に飛び抜けて多いのではないかとこのままの経験から思います。なおかつ小樽市は山坂の多いまちですし、札幌市のように基盤の目のように道路が整備されたまちではなく、非常に除雪をするにしても排雪をするにしても曲がりくねった道など大変だろうと思うのです。そういう中、これまで市でも、それからそれを担って動く

業者も大変な努力をしてきたと私は思っているのですが、それにもかかわらず毎年、苦情あるいは要望が非常に多いということで捉えております。これらの市民の声をどう分析されているのかと、例えば、どれぐらいの件数があって、最近の傾向はどういう要望、苦情が多いのかなど、そういった分析をどうされているのか、その辺をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

除雪におきます市民の声の動向、分析状況についてでございますけれども、まずこの市民の声の総数についてですが、過去 5 か年の推移を簡単に説明させていただきますと、平成 22 年度が 2,582 件、23 年度が 3,037 件、24 年度が 3,927 件、25 年度 3,584 件、26 年度 3,306 件という件数で推移してございます。

内訳につきましては、各年共通ですけれども、まず除雪の依頼が一番多い状況になってございます。

2 番目としては排雪の依頼、そして 3 番目として除雪後の、これは通常置き雪と言われていますが、この除雪後の苦情ということで、この 1、2、3 位で大多数を占めている状況でございます。

○中村（岩雄）委員

各議員もまちを歩く中で、要望、苦情を受ける場合は、やはりそういう内容かなと思うのです。それで、最近になって、平成 20 年度で総数が 1,365 件だったものが、24 年度 3,927 件、それから 25 年度が 3,160 件ですか、やはり相当、数字が違いますか、ちょっと私の今、押さえている数字なのですけれども、よろしいですよ、大体。

○委員長

違います。

（「違いましたか。済みません、ちょっともう一回」と呼ぶ者あり）

○（建設）雪対策課長

もう一度市民の声の件数を報告させていただきますが、平成 22 年度で 2,582 件、23 年度で 3,037 件、24 年度で 3,927 件、25 年度で 3,584 件、26 年度で 3,306 件となっております。

○中村（岩雄）委員

済みません、わかりました。

いずれにしてもかなり増えてきているということには変わりないです。その原因ですけれども、除排雪体制を過去からずっと見てみると、何度か体制が変わっています、マルチ方式がどうだとかというような時期もありました。それは、基本的には、よりよく市民のニーズ、要望に応えるために体制を変えてきたと思うのですけれども、それがなぜか要望なり苦情が増えていっているということで、体制自体に何か問題があったのではと思うのですが、平成 12 年以降でいいので、除雪体制の変遷を簡単に説明していただけますか。

○（建設）雪対策課長

市が行ってきました除雪体制のこれまでの変遷ということでございますけれども、平成 12 年以前につきましては、除雪については、市内を四つの区域に分けて、共同企業体へ業務を委託し、その他の排雪業務ですとか雪堆積場の管理、また凍結路面管理などの業務については、別途、別に対応できる業者に出していた状況でございます。その後、13 年から、この四つの地区はそのままにして、これら除雪にかかわる業務を総括的に J V に進めさせるということで地域総合除雪に移行してございます。そして、この 4 地区に分けた体制で進めてきておりまして、その後、18 年までは 4 地区に分けてやってきたのですが、区域的にバランスが悪かったという点もございまして、よりきめ細やかな除雪を進めるという意味でもこの 4 地域から 6 地域に分けて、現在に至っているという状況でございます。

○中村（岩雄）委員

いろいろ体制を変えてきたけれども、残念ながら苦情が増えているということですが、これを改善しなければならぬと思うのです。ぜひ、これは市長の公約でもありますから、その辺の状況をきちんと分析されて、新しい体

制で全部を変えるということはなかなか難しいかと思えますけれども、改善できるものは、積極果敢に改善をして、できるだけ市民ニーズに応えられる体制をつくっていただきたいです。

それで、まず考えられるのが出動基準ですけれども、これについては、これまでである程度問題、課題があったと思うのですが、それを改善するとすれば、そういう前提で市長もいろいろ話をされていると思うのですが、出動基準も含めた作業対応の改善、これは具体的にどういうことを考えられていますか。

○（建設）雪対策課長

除雪の出動基準も含めた改正についての御質問でございますけれども、市長の公約にもございます。除雪出動態勢として、15センチメートルから10センチメートルにするという一つの公約がございます。また基本的にこういうことまに検討中でございますけれども、このような出動態勢の見直しをする中で、少しでもきめ細やかな除雪につなげ、市民のニーズに応じていくというのが一つの考え方でございます。

○中村（岩雄）委員

そうですね、実際に冬に現場、道路の状況を見ますと、言っては悪いのですが、以前より少しグレードが下がっているのではないかと、がたがた路面で、なかなかそれもとりに来てくれないというような要望、苦情を私もずいぶん聞きますけれども、自分が見て歩いて、そう感じざるを得ないところがあります。その辺をぜひ改善をしていただきたいと思うのです。ただ、単純でないのはグレードを高めたら高めたで、コストがかかる可能性があります。だから、そこのところが非常に微妙なところだと思うのです。費用をかければいいというものでもないと思います。排雪のコストを下げるときの努力、これも避けられないと思うのです。そこで、最近の数字でいいので、これまで除雪費の決算額の推移を簡単でいいのでお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

これまでということで、過去5か年の除雪費の決算額についてでございますけれども、平成22年度が11億6,500万円、23年度が12億7,000万円、24年度が14億9,900万円、25年度が15億6,300万円、そして26年度、これは決算見込みでございますが、17億1,000万円となっております。

○中村（岩雄）委員

そうですね、ウナギ上りです。しかし、市民からすれば、高いグレードでやっていただいているのでしたらあれですけれども、なかなかそうは見えないし、どうなっているのだと、いろいろなコスト、燃料費がどうだとか人件費がどうだという話も聞きますが、それらも全部含めていろいろ検討していかなければいけないと思うのです。それに携わる業者のほうも、例えば夏場に仕事がなく、冬の除排雪に頼らざるを得ないという業者もいらっしゃるでしょうから、なかなか厳しい面もあって、コストを下げるだけ下げるとは、なかなか言えないところですが、業者にも頑張っていただかなければいけないところもあると思うのです。そういうもろもろも含めて、作業対応の改善、それからコストを下げるための努力について、今、考えられている体制の中で何か手だてがないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪にかかわる作業の改善、またコストの削減という御質問でございますけれども、まず、私どもとしては、現在、市長の公約にございますがたがた道路の解消若しくは出動態勢の見直し、また雪堆積場の増設、除雪拠点の増設等について検討を進めている最中でございます。そういう中でこういった形で実現していけるかということをごまに検討していかなければならないという状況でございます。その中で、当然、今、委員が言われたようにコストの問題も大きな壁としてございます。その中では、公約にございます雪堆積場の増設、これがこれからの検討の中で少しずつ見えてくると思っているのですが、これがある程度の効果が出てくると、除雪費の運搬費の低減に結びついてくるのではないかとこのところもでございます。

またもう一つ、これもたしか代表質問での質疑であったかと思えますけれども、除雪路線の沿線の雪押し場、雪

堆積場となっていますが、これも今までこの議会でもいろいろと御指摘を受けて排雪費の抑制になるのではないかと
ということでもいろいろと議論をさせていただいてきたところでございますけれども、こういった雪堆積場の活用によ
って排雪そのものを抑制するということが見いだせないかということも、また一つの課題だと思っております。
いずれにしても、これから検討を進めていき、その必要となる課題と、それからどれだけコストが軽減できるのか
ということをもっと検討するということでございますので、これについては、この場でいろいろとその方向性を説
明できる状況ではございませんが、まずは検討させていただくということで御了解いただきたいと思っております。

○中村（岩雄）委員

ぜひお願いします。

市民の中でも、いろいろな町会、それから商店街などでも、市がなかなか除雪に来てくれないため、自分たちで
独自にやらざるを得ないということでもいろいろ苦心しながらやっております。貸出しダンプ制度を使って町会がや
っている。それから、例えば商店街などでも自分たちで、もう客が来るので、市に任せきれないということで、業
者と独自に契約して除雪体制をつくってやっています。月々の積立て方式とかいろいろ苦心しながらやっているわ
けです。その辺は本当に私たちも見ているとよくやっているとしますし、何とか市との連携を深めていただきたい。
私は前から調査をしてくださいますと、パトロールだけではなくて実態調査、聞き取り調査をして、実際にその内容を
掌握してくださいということを前からお願いしています。それをさらに進めていただきたい。できるだけ連携し
て、商店街の方々のために負担軽減を図っていただきたい、これもお願いしておきたいと思っております。その辺につ
いて、最後に見解をお聞かせします。

○（建設）雪対策課長

商店街等が独自に行っております除雪作業と連携についてでございますけれども、これにつきましては、昨年
度委員会を起こして、その経過の中でいろいろ調査を少しずつ進めているという状況でございます。ただ、まだ具
体的な結論には至っていない状況でございますけれども、今後はいろいろと除雪の内容については、検討を進めて
いかなければならないというふうに認識してございますので、その中の一つの課題として対応してまいりたいと考
えてございます。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

中村委員が二人続き、紛らわしくて申しわけございませんが、お願いいたします。

◎小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例について

小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例について質問させていただきます。

本年 4 月 1 日より施行の本条例ですけれども、現状は、まだ実施されていないということでリフォームを実際に
検討されている方、リフォームを請け負う建設会社の方、それからリフォームを見越して不動産取引等を行っている
不動産会社の方など各方面からこの制度が未実施であることについて非常に困惑しているという声をいただい
ております。早期の実施を望んでいるところですが、先ほどありました質問に対する市長の答弁で、秋冬の工
事を実施できるというところで事業者からヒアリングができれば、今年度中の予算計上を検討をして、実施も考
えていくということでしたが、これで間違いはないでしょうか。

○市長

先ほど新谷委員から御質問があつて、今、原課のほうで北海道と調整をしているという答弁をさせていただ
いております。

また、それとともにヒアリングも含めて話をし、それらについての課題をしっかりとクリアできて、その可能性を

探るということで答弁をさせていただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、北海道との協議が行われているところということですが、進捗状況について説明していただけますか。

○（建設）建築住宅課長

現在の進捗状況といいますか、建設常任委員会の勉強会で重ねた意見を酌み取り、建設部で規則の素案をつくりまして、それを現在、書式等も含めて、北海道にチェックしていただいているところであります。まだ北海道から正式に返答はないのですが、後志総合振興局に持っていった際には、検査の体制や、補助の省エネルギーの基準はどのように置いているのかというような質問をされています。現在は、そのような状況であります。

○中村（吉宏）委員

今の状況は北海道から検査の体制はどうなっているのかですなど、質問が返ってきているが、まだ返答していない状況ということで認識してよろしいですか。

○（建設）建築住宅課長

検査の体制等については、先ほどの新谷委員への答弁と同じになりますが、うちでやりたいですとか、省エネの基準は平成11年基準というのがございまして、それを基準にしてやっていきたいというような回答をその場で後志総合振興局の担当者しております。

○中村（吉宏）委員

いろいろやりとりをされていらっしゃると思うのですが、例えばさまざまな行政手続を踏んでいく際に、見込み期間というものがあると思うのです。そういった手続、一連の回答が返ってくる見込みの時期ですとか、あるいは今、市長からいただいた答弁ですと、道からの返答の回収を少し急いでいただかなければならない状況だと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○建設部松木次長

国からの交付金の北海道との協議につきましては、4月に1回、手挙げをして要望を出しました。そういった中で、現在……

（「4月」と呼ぶ者あり）

来年度という意味です、来年度の要望というのは4月にございますので、その段階で挙げてございますけれども、その後、交付金に対する基準がございますので、そういったものの詳細を北海道でその辺のチェックをしていただきました。例えば、先ほど言ったように断熱の基準などそういったものを見ていただいたり、それから助成の内容を見ていただくとか、先ほど言った検査の体制、どのような体制でやるとか、そういった質問も来ております。そういったことを一つずつクリアする中で、大体、秋ぐらいに、一定の動向というのを把握できるというふうには思っております。それを受けて、なるべく早い時期にできることはやっていきたいというふうにご考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今の進めている状況では、今年度の実施はなかなか厳しそうだと思いますけれども、先ほどの市長からの答弁ですと、今年度中の可能性も見えているところだと思うのですが、そのあたりについて、事業者も曖昧な情報で左右されると大変だと思いますので、お答えいただければと思うのですがいかがでしょうか。

○建設部松木次長

実施の時期につきましては、私どもとしては、平成28年度当初から実施していきたいというふうには考えてございます。

ただ、なぜそういう形になるかといいますと、当然、今回のエコリフォームというのは、政策的な判断もございまして、そういった中で新しい建設常任委員の方々にエコリフォームの細則ですとか規則など、そういった仕組みにつきましても説明を申し上げ、そしていろいろと新しい建設常任委員の方に御検討していただく、そういった中

で、新しい建設常任委員の方にも詳細に説明を行っていきたいというふうに考えております。

そしてまた、先ほどから言っているように恒久的な施策としていきたいということがございますので、国の助成を入れるということになりますと、やはり先ほども申し上げましたように北海道との協議に一定の時間がどうしてもかかってきます。

そしてもう一つは、外壁とか窓、そういった外部の断熱工事が、対象として主体の工事になってございますので、そうしますと先ほど新谷委員にもお答えしましたが、やはり10月以降に工事をやる方が非常に少ないという、需要の見込みがなかなかないということで、そういった意味でもちょっと……

(「それを判断するのは事業者だ」と呼ぶ者あり)

というふうには考えてございます。

そしてまた、市民にとりましても年度途中から実施するとなりますと、やはり対象になった方、ならなかった方、そういった形の中で不公平感もあるということで、28年度当初から実施していきたいというふうに考えてございません。

ただ、先ほど市長も答弁しましたけれども、できることについては周知とか、そういったことについて検討する中で、なるべく早い時期に周知を図れるものは図っていきたいというふうに考えてございます。

○中村(吉宏)委員

今、なるべく早い時期にという答弁をいただきました。ただ、内容をお伺いするになるべく早い時期には、なかなか難しいのではという感想を持ったところですが、そのなるべく早い時期にというのも具体的な期限ではなく、具体的な期限でないものは、仕事であるとなかなか考えにくいところですが、私も民間の会社を経験した人間として、一言言上いたしたいと思います。

ただ、先ほど市長からいただきました答弁の内容とただいまの答弁とは、やはり食い違いがあると思うのです、そのあたり、これは市民のためでもありますから、もう一度市長と、それから現部の方で打ち合わせいただきまして、明日でもまた再度報告いただければと思うのですが、いったん持ち越させていただくということも可能でしょうか。

○建設部松木次長

先ほどの市長の答弁の中で、なるべく早期にということで話をいただいておりますので、それを含めて検討させていただきます。

○中村(吉宏)委員

市長の答弁、済みません、議事録を見なければというところもあると思うのですが、事業者からヒアリングができれば、今年度中でも予算を検討していくという内容での答弁だったかと思います。その辺はいかがですか。

○市長

期間などは明言しておりませんが、可能性は探りたいと、今年度中という話はさせていただいております。今、原部の次長からも答弁がありましたけれども、もし早い時期に何かしらの形ができるのであれば、皆様に提示させていただきたいというふうに思っております。

○中村(吉宏)委員

今、市長からも答弁がありました。今年度中というところですが、そうしますとどういう予算づけをするのか、従来の形でいくのか、別の予算編成の仕方で行くのか、そういったことも含めて急いで作業等も進めていただかなければならないと思うのですが、いずれにせよ、市民の方は4月1日からこの条例が施行されるということで、それを期待している方たちが大勢いらっしゃるわけです。少し質問を変えますが、本市のホームページ等を拝見していますけれども、現在、この内容に関しまして何ら公表されていらっしゃる状況です。進捗していないのであれば、あるいはこのように、今、制度設計中ですというような情報を市民の皆さん向けに発信されても

よさそうなものかと思えますけれども、現在、何もございません。この点についてお伺いしたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

確かに今のエコリフォームについては、現在、ホームページ等には載せていませんけれども、以前やった3年間のリフォームについては、これで終了してということは業者への説明会等ではしているところであります。また繰り返しになりますが、今のやろうとしているエコリフォームに関しては、まだその辺の周知等はしておりません。

今後、わかりやすくというか、なるべく早いうちにその辺を周知していきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

条例の第8条では、市は、市民が住宅エコリフォームの促進に関する自主的な取組を推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとなっております。この規定でいきますと、単なる努力義務ではなく、施行の段階でできていなければならないことだと私は認識するのです。今、なるべく早いうちという答弁が、またございましたが、いつをめどにということまで、具体的に答弁をいただきたいと思えます。

○建設部長

確かに条例では市の義務規定がございますが、先ほど来、申し上げておりますとおり道と協議中でございます。そこら辺具体的な部分が出なければ、私どもとしてもなかなか広報しづらいといったこともございます。ただ、なかなかお待たせするという形にもならないと思えますので、現状どういった形でお知らせできるのか、どこまでお知らせできるのか、そういったことは少し検討したいと思っております。

○中村（吉宏）委員

ぜひ、早急に市民の皆さんに向け、今、どういう状況にあるのか、それからいつをめどに進めているのかというところを含めて情報開示いただければと思えます。これは市民の皆さんからも声をいただいておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○濱本委員

◎市長の資質について

最初に市長の資質についてお伺いします。

私たちが市長の資質を判断するのは、たぶん市長の経歴を基に判断するというのが一つの手段だろうと思えます。

それから、市長そのものがどういう定義で存在しているのかというのも、たぶん前から見れば大分変わってきているのだろうと思えます。市長は御存じかどうかわかりませんが、中松前市長は都市経営ということをやっていました。それから、今は自治体経営という言葉も大分通用するようになりました。そういう中で、市長自身が市長としての基本的なありよう、いわゆる自治体経営者なのか都市経営者なのか、そういうものについてどういう認識を持っているのかお伺いします。

○市長

今の質問の趣旨が私の中で理解できているかどうか心配ではございますけれども、私は、行政とは市民の皆様のために取り組むべきものだと思っておりますので、市民協働という考え方が中心ではないかというふうに思っております。

○濱本委員

そういうことではないと思うのです。確かにそれもそうかと思えます。しかし、世の中というのは、基本的に経営をしているわけです。運営は当然そうですけれども、経営をしています。その経営というのは、常に財政が絡んでいるから経営なのです。市民との協働という観点の中に財政はありません。金の話はないのです。だから、経営ということがきちんと踏まえられないと財政再建もできないし、都市の経営もできないわけです。都市の経営ができないということは、都市間競争に負けるということです。私は、本来的には市長としてそういうことまでも理解

しているべきだろうと思いますが、いかがですか。

○市長

今の質問に対してのきちんとした答弁になるかどうか、正直自信がないところではございますけれども、実際に市民の皆様が汗水流して働かれた結果、納められる税金でございますから、その税金が市民の皆様にとって利益を生む又は市民の皆様にとって納得できる環境を整えていくのが行政としての役割であろうと思っておりますので、私はその中における責任者として取り組んでいくという覚悟でございます。

○濱本委員

あまり話がかみ合わないので違うことを聞きましょう。

北海道教育大学出身だと聞いております。一つ確認をさせてください。もう大分前で忘れたかもしれませんが、学級経営と学校経営のそれぞれの定義と違いをお聞かせください。

○市長

今の質問について、私は答えることができる知識を現在持ち合わせておりません。

○濱本委員

最低限わかりやすい話をすれば、学級経営という一つの個体があって、その集合体が学校経営であり、その学校経営をつかさどるのは校長であり、学級経営をつかさどるのは担任の教員だと、学級経営の何たるかは、子供たちに物事を教えることもそうだし、学級のチームワークというか、その組織そのものを運営することも大事だろうと思うのです。それは、ある意味では経営という概念からいけば、小樽市長としても同じだと思うのです。小樽市長は、ある意味では学校経営をしているわけです。学級経営している人たちもたくさんいるわけです、それは市の職員の中でも。そういう概念がない中で、やはり市長としては、きちんとそういう理論というか理屈というか概念というか、そういうものを持っている必要があると思うのですが、いかがですか。

○市長

そのような理屈、概念を持っているべきではないかという質問だと思いますけれども、濱本委員がおっしゃるようなものを持ち合わせているかどうかというのは自身で判断はできませんが、私なりにこのお役目に対して市民の皆様に対して約束をさせていただいておりますので、その約束を果たしていくことが私の責務であろうというふうに考えております。

○濱本委員

約束していることを果たしていく責任と経営者としての責任というのは、また少し違うと思います。これは答弁を求めても話がかみ合わないのですが、それで私が冒頭に言ったのは、市長に市長たる資質がたぶん存在していると思うから市民の皆様も 3 万 8,000 票を投じられたと思うのです。我々にしてみれば、市長の経歴を見て、そこを類推する、推測するというのがたぶん一つの手法だと思います。そこで、小樽市のホームページに市長のプロフィールが書いてありますので、確認させてください。平成 8 年 12 月から 15 年 5 月までの経歴が空白になっています。この期間は何をされていたのですか。

○市長

あまり私の個人的な部分を答えるのも何かと思いますけれども、私は、平成 8 年に大学を卒業しており、その後は、海の救助活動を携わっておりましたから、それに伴う勉強で全国、外国も含めて学びに行かせていただいたところでございます。

また、その後、任意団体ではございますけれども、救助活動の組織等を立ち上げまして、会社ではないので経営者とは言えませんが、運営者としてずっと従事していたところでございます。

○濱本委員

その間のライフセーバーという話は、市長にとっては一つの象徴だったと思うのです。ですから、なぜ載せない

のかと私は不思議でたまりませんでした。北海道ライフセービングクラブ理事長という肩書もこの間にあったはず
です。なぜ外すのかと、少々納得できないというか、せっかくの肩書なのに、経験なのに載せたらよかったのでは
ないですかというのが、まず一つです。

それから、もう一つ確認させてください。平成19年5月に株式会社医療シス研入社、21年9月に同社退社となっ
ております。民間にお勤めだということではありますが、業務の内容というのは、どういう仕事をされていたのです
か。

○市長

医療に伴うコンサルタントの業務になります。

○濱本委員

医療コンサルの仕事と今伺いましたけれども、市長は今までの経歴の中に医療コンサルの経歴というか、そうい
うところにお勤めの経歴はなかった。具体的にですよ、なかったという、経歴に書いていないですからない中で、
今、医療コンサルの仕事をしていましたと、では、具体的にどういう医療コンサルの仕事をされていたのですか。

○市長

自治体病院等のコンサルの、私はサポートのほうに近かったと思いますけれども、幾つか携わらせていただい
ております。

○濱本委員

何かあまりよくわかりませんが、別なことを聞きましょう。

平成19年8月にどこかのインタビューに答えられたときに、株式会社日本ヘリ共同運用機構代表取締役と書いて
あります。このときは、どういう仕事をされていたのですか。また、この会社の業務内容というのはどういう内容
なのですか。

○市長

株式会社日本ヘリ共同運用機構は、先ほど、答弁させてもらった株式会社医療シス研のグループ会社の一つで
ございます。当時、地方は医師不足という状況が続いておりまして、地方の医師が都市部と情報交換や連携をし
っかり図れるように、特に北海道に限らず、離島等もありますから、その医師が孤立しないように、医師の移
動手段としてヘリコプターが活用できないかということで、それについての仕事をさせていただいたという
ことでございます。

○濱本委員

今、この会社はどうなっているのですか。

○市長

何といえいいのですか、やめられたというふうに私は思っておりますけれども。

○濱本委員

やめられたというのはどういうことですか、それではよくわかりませんので、もう一回、倒産なのか
廃業なのか正確にお答えください。

○市長

私は雇われた社長という立場だったので、オーナーがどのような形をとられたのかというのは存じており
ません。

○濱本委員

雇われていた社長だということですが、代表取締役と書いてありました。それはそういうこともある
でしょう。ということは、市長がこの日本ヘリ共同運用機構をやめたのは、結局やめたか解任されたか
しかならないと思うのですが、それはいつですか。

○市長

すみません。いつだったかというのは、今思い出せない状態でございます。

○濱本委員

ということは、会社が存続している間に自分は社長をやめた、若しくはやめさせられたという理解でよろしいですか。

○市長

結構でございます。

○濱本委員

企業の代表取締役というのは相当責任の重いものですし、企業体を経営するという、先ほどから私も何回も言っていますけれども、経営するという立場にいらっしゃいました。このときの経験というのは、今の市長職を担うに当たって役に立つものでしたか。

○市長

それはまだ私自身判断しかねるところでございます。

○濱本委員

別な角度で聞きます。日本ヘリ共同運用機構の代表取締役でいたのはどのぐらいの期間ですか。

○市長

2年ぐらいだったと思います。

○濱本委員

2年間いたということは、少なくとも2回、会社の決算書を見ているし、営業の内容も見ているだろうと思います。その中で、そういう経験が今の市長職の中で生きると思っておりますか、どうですか。

○市長

もちろん責任者として取り組ませていただきましたので、金の流れも含めて私なりに仕事をさせていただいておりますけれども、そのとき学んだ経験やノウハウそのものが現在、市政、私がこの役目として生かしているかどうかというのは、まだ自分としてははかりかねる部分でございます。

○濱本委員

普通は、そういう企業体の社長をやって、社員が何人いたかは知りません。またクライアントがどのぐらいいたのかもわかりませんが、やはり中の部分、組織体のトップとして、また外に向かって代表者としてのいろいろな活動、行動というのは、その後の人生において相当役に立つものだろうと思います。そういうものが、今この場面で聞かれたときに、より具体的に胸を張ってこういう経験ができましたと言えないということが私は非常に残念でたまらないです。私は、市長にはこういう経験が、今この場で私を生かしているぐらいのことは言ってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○市長

おかげさまでさまざまな経験はさせていただきましたので、その経験を市政の中で私なりにしっかり生かしてまいりますと、このように考えております。

○濱本委員

少し別な話を聞きましょう。ここにも書いてありますけれども、平成23年5月から27年2月まで医療法人社団南樽整形さいとうの理事をされております。23年5月といえば23年の統一地方選に出て、負けた後であります。

それから、27年2月というのは、昨年11月か12月には市長は出馬表明をしておりましたから、その後1か月、2か月理事をされていたということでもありますけれども、ここの医療法人社団での理事の仕事というのは具体的にどういう仕事だったのですか。

○市長

さまざまな仕事がありましたけれども、経営に対しての助言も含めて、院長に対してサポートしていくというような業務でございます。

○濱本委員

それは常勤だったのですか、毎日出勤をしていたのですか。

○市長

私は理事職でございましたので毎日の出勤ではございませんけれども、定期的に病院には行かせていただいております。

○濱本委員

定期的とはどのくらいですか、非常勤理事というのもありますし、常勤理事というのもあります。理事職というのは理事という名前がついているから非常勤ということではありません。常勤理事という言い方もありますので、もう一回勤務状況についてお答えください。

○市長

立場としては非常勤理事でございますけれども、病院へはかなり多い頻度で伺っております。

○濱本委員

もう少し具体性を持った、頻度はどのくらいで、例えば月に10日ぐらい行っていましたとか週に3日ぐらい行っていましたなど、そういう具体の答弁がないと、やはり話がかみ合いません。その点を含めて、もう一回お願いします。

○市長

勤務時間が定められているものではありませんでしたので、その月、そのときによって頻度が全く違うものから、具体的にと言われても答弁しようがないというところでございます。

○濱本委員

それであれば別な聞き方をします。月々で一番行ったときは何回、一番行かなかったときは何回、マックスとミニマムでお答えください。

○市長

ミニマムは10日、15日は行っていなかったときがミニマムだと思います。ピークは御存じのように南樽整形さいとうの院長が一昨年亡くなられましたので、その前の時期というのは、休みもないくらいの頻度で伺っている状態でございます。

○濱本委員

南樽整形さいとうの理事をされていた期間、市民の皆さんは市長が交差点やスーパーの前で立っている姿を相当見ていたと思います。今の答弁の中で率直に市長がそのような仕事をされていて病院に行っていたのかという感想を持つ方もたぶんいらっしゃるだろうと思います。私たちに勤務実態の調査権があるわけではないですから、調べるというわけにはいかないですが、今の答弁を聞いておきますと、非常に私としては、あれだけいろいろなところに立っていたということを事実として見ている中で、これだけ行っていたというのは若干違和感を感じておりますけれども、答弁ですからそうなのだろうということにしておきます。

◎市の組織一般について

次に、市の組織一般について質問させていただきます。

資料要求させてもらいました。当然市長のところにも、その資料があろうかと思います。この資料は、この右側の二つのところ、平成26年度にどこにいて、27年度の人事異動でどこに異動したか。また今まで係長職以上でどこに職場にいたかというのがわかるようにつくってもらいました。

実は、この資料の、最後の27年度のところを見ていくと、それまでに一度も所属したことがないところへ異動になっている方がいらっしゃいます。ちなみに部長職で言うと12人中8人が経験したところのない部長になっております。それから、次長職で言うと21中8人です、所属した形跡がありません。それから最後、課長職は、これは微妙だとか昇任している部分もありますが、それでも39人中15人が全く経験のしていない、若しくは係長や主査など、そういう立場や係員としてはいたのかもしれませんが、そういう状況になっています。市長は、適材適所の人事というふうに言うておりますけれども、この表を見て改めて今回の6月1日付けの人事について、基本的にはどのような思い、考えで人事をされたのか、いま一度お聞かせください。

○市長

さまざまな場面で話させていただいているように、適材適所で対応させていただいたということでございます。

○濱本委員

個別の人事のことをあまり言うつもりはありませんけれども、適材適所でと、それは入り口の話です。もっと組織を強化するためとか、組織を維持するためだとか、育てるためだとか、こういう人事配置をしましたという答弁をするのがここで聞かれたときの市長としての立場での発言ではないかと思えます。適材適所で、それは誰でも言えます。市長いかがですか。

○市長

現在、このまちで抱えているさまざまな課題に対して力を入れられるような環境を考えて配置をさせていただいたことが一番の私なりの考え方でございます。

○濱本委員

では、一つだけ聞かせてください。

市長は、教育のことに対して公約の中でもうたっております。ここに教育部長がいらっしゃいますけれども、教育部長の経歴を見ると、教育委員会に所属したことはありません。教育委員会というのは、ある意味プロパーでないといけない部分もありますし、知らないとだめな部分もあります。残念ながら申しわけないけれども、教育部長に適格性がないということを言っているわけではないです。しかし、こういう人事配置は私にしてみれば全然ストーリーがないし、わかりません。これで適材適所だと言われても、そうですかと言えないのですが、いかがですか。

○市長

私は教育に対して、今回そういう意味では、今、話をさせていただいた力を、先ほど課題と表現させていただきましたけれども、公約という意味合いでは、除排雪の話がずいぶん出ておりますけれども、教育に対して力を注ぎたいという気持ちは大変強く感じておりました。職員の中でも、ずっとさまざまな課題に取り組み、この庁内において全ての部署に精通をされている方であり、また私は文化・芸術等もそうですが、スポーツなども含めて子供たちに触れ合う機会、体験の機会をつくってまいりたい、さらには、合宿誘致、大会誘致等のことも何とか一つでも多く実現をしてみたいと考えていた中で、現教育部長は適任であろうと私なりに判断をさせていただいたところでございます。

○濱本委員

今の答弁では、教育部長にこういうキャリアがあるから、こういう役職を担ってきたから、今市長がおっしゃったことを実現してくれるだろうという説明でもあれば納得できるのですが、そういう話ではない。基本的には今の答弁では納得してませんけれども、これから先まだまだ時間はたくさんありますので、次の話に行きましょう。

◎参与職について

少し参与の話をして。制度の話は総務常任委員会でもできますので制度の話はしません。適格性があるかどうか、その話をしましょう。

市長が堤参与と知り合ったのはいつですか。

○市長

初めてお会いしたのは、私が市議会議員のときに参与が市役所職員であったときでございます。

○濱本委員

それはどういう場面でしたか。

○市長

覚えておりません。

○濱本委員

市長が常任委員会に所属していたとき、少なくとも堤参与は、その常任委員会には出席していませんでした。もう一度思い出してもらえますか。

○市長

私は所属していた常任委員会の方々に限らず、さまざまな分野、政策に伴って市役所職員の方々とやりとりをさせていただいておりますので、その中の一人だったということでございます。

○濱本委員

議員在職中からとおっしゃいましたが、議員の在職中といっても平成15年から18年の末ですか、どの辺の時期ですか。

○市長

どの時期というのは正確には覚えてはおりません。

○濱本委員

二つまとめて聞きましょう。

いつから森井秀明後援会の役員に就任されたのですか。また、最後の役職は何ですか。

○市長

後援会に入られた時期というのは、私は全くわかりません。役職、申しわけありませんけれども、役職についても、意味がよくわからないので、何の役職になるのですか、参与ではなくて。

○濱本委員

今、私は、堤参与は森井秀明後援会の会員になり、役員になった。そして後援会での最後の役職は何だったのかと聞いたのです。

○市長

先ほども言いましたけれども、入会された時期というのは全くわかっておりません。恐縮ですが、最後の役職というものは後援会の取組のことだと思うので把握しておりません。

○濱本委員

そうですか。普通、候補者は組織図ぐらい見えていますし、そのことについては覚えているものです。新聞報道はあったでしょう、市長は見なかったのですか。

○市長

どの新聞報道についてでしょうか、恐縮ですが、ちょっとわからないのですが。

○濱本委員

それでは、市長に伺います。いつから後援会に入ったかもわからないし、最後の役職が何だったのかもわからない、存在感のなかった人なのだろうと思います。ちなみに市長と一緒に後援会活動をやった時期、機会はありますか。

○市長

後援会活動という枠組みがどのあたりの話をされているのかわかりませんが、私は選挙に挑むという気持

ちをこの 4 年間ずっと持っていましたから、その間には再会しておりますので、お会いしております。

○濱本委員

平成 23 年の選挙に出るときの後援会活動に関して、今回、就任した堤参与がかかわった事実はありますか。

○市長

ありません。

○濱本委員

認識の違いかも知れませんが、私は、妻と一緒に森井市長が平成 23 年の選挙に出馬をするという状況の中で、堤参与と一緒に車からおりて、あるところを訪問した姿を見ました。後で確認をしてもらえばわかりますけれども、確認してみてください。23 年のたぶん 3 月、4 月にはなっていないと思います。詳しい時期については、まだ雪があったということだけははっきりしておりますけれども、市長に記憶がないというのであれば参与にも確認してください。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。